

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録			
日 時	平成 29 年 3 月 15 日 (水)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 6 時 29 分
場 所	消 防 講 堂		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	林下委員長、酒井（隆行）副委員長、秋元・中村（吉宏）・ 面野・小貫各委員		
説明員	産業港湾部長、産業港湾部参事、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、面野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「小樽市商業者動向調査結果の概要について」

○（産業港湾）山本主幹

小樽市商業者動向調査結果の概要について御報告させていただきたいと思います。

お手元の資料に基づきまして、お話をさせていただきます。

まず、1 ページをごらんいただきたいと思います。調査の目的につきましては、商業者の経営上の課題、それから今後の方向性を把握し、商業振興施策の基礎資料とするものでございます。調査対象につきましては、商店街、市場に属する事業者893件を対象に実施しまして、478件回収、回収率は53.5%となっております。

2 ページをごらんください。調査団体について記載しております。個別の回収率等も記載しておりますので、御一読いただければと思います。

続きまして、3 ページをごらんください。業種の内訳について記載しております。表のとおり、商店街では飲食店ですとか、サービス店の割合が高く、市場では生鮮品、小売店の割合が高くなっているところでございます。

続きまして、4 ページをごらんください。（2）個店の中心客層というところでございますけれども、表1のとおり、商店街、市場ともに市内の住民と近隣の住民が大多数を占めております。次に、（3）中心客層の年齢層につきましては、その下の表2のとおりでございますが、商店街、市場ともに中高年層の割合が90%を超えるという状況になっているところでございます。続きまして、（4）店舗の所有形態につきましては、5 ページの上段の表3をごらんいただきますと、商店街ではやはり店舗のみ、賃貸という割合が高くなっているところでございます。

次に、6 ページの下段に参りますけれども、（8）個店経営者の年齢について、7 ページの上段の表7をごらんください。商店街、市場ともに60代の経営者の方の割合が高くなっているというところがわかるかと思えます。続きまして、（9）現在の場所における商売年数については、表8をごらんください。商店街では50年以上の割合が高くなっておりまして、市場では10から20年未満の割合が高くなっているところでございます。

続きまして、8 ページに参りますが、（11）個店の閉店時間について、表10をごらんいただきたいと思えます。商店街では20時以降の割合が高くなっておりまして、市場では18時以前と18時台の割合が高くなっているところでございます。

続きまして、8 ページ下段、〔2〕の（1）個店の経営状況について、9 ページの表12をごらんいただきたいと思えます。商店街、市場ともに、厳しくなった、大変厳しくなった割合が高くなっておりますけれども、一方では好調である、商店街では14.9%、市場では9.1%となっております。その理由については、やはり観光客でにぎわっている商店街ですとか市場など、一部の施設の好調さによる部分もあるのかというふうに考えているところでございます。続きまして、9 ページ、（2）経営状況が厳しくなった理由について、10 ページに移りまして、表13をごらんいただきたいと思えます。商店街では、消費者の高齢化45.3%、以下景気の低迷などの割合が高く、市場も同様でございますけれども、特徴としては大型店やスーパーとの競争の割合が48.4%と高くなっているのが特徴でございます。

続きまして、10 ページの〔3〕の（1）今後の個店の方向性につきましては、11 ページの表14をごらんいただきたいと思えます。商店街、市場ともに現状のままの割合が高くなっておりまして、次に、できるだけ拡大したい、それから店を閉めたいなどの順番になっているところでございます。

続きまして、11ページ、(2)問(1)で店を縮小または閉めたいと回答した理由についての質問でございますが、表15をごらんいただきたいと思いますが、商店街では売り上げの減少が61.2%、以下、経営者の高齢化ですとか後継者不足、店舗の老朽化の順に続き、市場も商店街と同様となっておりますけれども、やはり大型店との競争激化というのが上位になっているのが特徴かと思われま

す。続きまして、11ページ、(3)今後の個店経営上の対策についてということでございますけれども、12ページの表16をごらんください。商店街、市場ともに接客などサービスの向上、それから経費の削減、豊富な品ぞろえの割合が高くなっているところでございます。

続いて、12ページの(4)経営上の対策を実施する上での課題ということで、この部分につきましては13ページの表17をごらんください。商店街、市場ともに資金に余裕がないの割合が高くなっており、続いて、経営者の高齢化などの割合が高くなっております。

続きまして、13ページ、〔4〕の(1)所属する団体の景況感、組合とか商店街団体というところの質問に変わりますけれども、表18をごらんいただきたいと思いますが、商店街、市場ともに3年前のほうがにぎわっていたの割合が高い一方で、3年前よりにぎわっているの割合が前回、平成23年度と比較しますと、商店街では2.4%から9.3%、市場では2.5%から8.9%に増加しているところでございます。

続きまして、14ページの(3)所属する団体の課題について、15ページの表20をごらんいただきたいと思いますが、商店街、市場ともに商圏人口の減少、高齢化の割合が高くなっておりますが、空き店舗、空きスペースの増加の割合も高くなっているところであります。また、市場では、スーパーや大型店の影響という割合も上位になっております。

次に、15ページの(4)所属する団体のソフト事業に対する取り組み姿勢について、表21をごらんください。商店街、市場ともに積極的に取り組む姿勢がある、ある程度は取り組む雰囲気がある、の割合が半数を超えていることが特徴であり、いろいろなイベントなどにもこういったところから、積極的に取り組まれているという様子がうかがえるかと思

います。続きまして、18ページの(3)に飛びますけれども、今後、所属団体が重視すべき活動について、表26、それから表27をごらんいただきたいと思いますが、それぞれ課題については、活動すべき重視すべき課題について書かれてありますが、特徴的なところとしては、将来計画づくりの割合が高くなっているという部分があって、各商店街、それから市場についても、今後の将来的な見通しなりをやはり皆さん真剣に考えている時期に来ているのかなというのが見受けられるかと思

## ○委員長

「小樽港高島地区の観光船事業について」

## ○(産業港湾)管理課長

小樽港高島地区の観光船事業について、平成28年10月31日開催の経済常任委員会以降の経過について御説明したいと思

います。年明けの1月12日から18日にかけて、委員長、副委員長を初め、各委員の方については10月31日の経済常任委員会以降の経過について御説明させていただいたところではございますけれども、その報告時に一部、12月20日の内容に記述の間違いがございましたので、その訂正も含めた分もあわせて、12月20日以降の経過から御説明させていただきます

と思います。12月20日火曜日、港湾室が小樽市漁業協同組合に高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業についての対応に関する要望の提出を確認しているところでござ

います。12月26日月曜日には、港湾室が高島地区漁業者代表者に、高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業についての対応に関する要望の内容を確認してござ

12月28日水曜日になりますが、港湾室が市漁業協同組合の高島地区漁業者代表者に、高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業についての対応に関する要望の内容を確認した旨報告しているところでございます。

年が明けまして、平成29年1月18日水曜日になりますが、事業者に車どめ原状復旧計画書を早急に提出するよう指示したところでございます。また、事業者に休憩棟に保管している観光船、小型の27フィートのほうになりますが、これを速やかに移動するよう指示し、また移動期限の回答を求めているところでございます。同日、事業者に係船環設置の施工期間を確認し、工事完了期限が迫っているため、小樽市港湾施設管理使用条例施行規則第9条に規定する記載事項の変更の届け出を提出するよう指示しております。

また、事業者が高島地区袖護岸に係留しておりました51フィートの観光船が、昨年の11月上架後から30日以上経過して護岸を使用していなかったため、管理使用条例第3条第3項に規定する届け出を提出するよう指示しております。

1月23日木曜日になりますが、事業者から51フィートの観光船が上架後30日以上経過していることから、管理使用条例第3条第3項に規定する届け出が提出されているところでございます。

1月30日月曜日になりますが、事業者から車どめの原状復旧計画書が提出されてございます。その計画の内容としては、平成29年3月31日までを期限とし、車どめを取りかえるという内容でございます。ただ、車どめの材料を手配しておりますが、材料の納入まで時間がかかるということで3月中旬到着予定、到着後速やかに施工するという記載がなされておりました。同日、事業者から、27フィートの観光船になりますが、この移動について文書によりシーズンイン3月中旬には移動すると回答がありました。

また、事業者から工作物等施工許可申請に記載する施工期間の変更届出書が提出されております。届け出の内容としましては、当初は、許可日12月1日から至施工後60日という記載であったものが、変更後、市が平成29年2月1日から完了予定の至が平成29年3月31日という記載内容でございました。

#### ○委員長

「小樽港港湾計画の軽易な変更について」

「小樽港長期構想について」

#### ○（産業港湾）事業課長

それでは、資料3、小樽港港湾計画の軽易な変更について御説明させていただきたいと思っております。

小樽港港湾計画の軽易な変更につきましては、港湾法第3条の3第3項の規定に基づき、平成29年2月17日に小樽市地方港湾審議会に諮問し、同日付で「小樽港港湾計画の軽易な変更案については、これを妥当と認める」との答申を受け、平成29年2月21日に港湾法第3条の3第9項の規定に基づき、港湾計画の変更の概要を公示いたしました。

なお、港湾計画書及び港湾計画資料については、別紙1、2のとおりでございますけれども、内容につきましては、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

まず、1の概要（1）背景につきましては、今回小樽港港湾計画の軽易な変更を行う背景について記述しております。近年クルージング需要の増大に伴い、小樽港を訪れる旅客船は増加傾向にあり、寄港船舶も大型化しております。現行の港湾計画では、旅客船埠頭と位置づけられている中央地区第3号ふ頭では、岸壁延長の不足により大型クルーズ客船が係留できない状況となっております。

次に、（2）変更理由でございますが、旅客船の大型化及びクルージング需要の増大に対処するため、中央地区の旅客船埠頭計画、水域施設計画を変更するものでございます。

次に、（3）変更内容につきましては、2ページ目で御説明申し上げます。図1、変更概要図、左側の変更前につきましては、平成9年港湾計画改訂時の既定計画図となっております。中央地区の第3号ふ頭は旅客船埠頭に位置づけられておまして、黄色の点線で囲まれた岸壁におきましては、先端側が水深10メートル岸壁で、延長が194

メートル、基部側が水深 9 メートル岸壁で延長 167メートルとなっております。

右側の今回変更後の計画におきましては、既存施設を水深 10メートル、延長 361メートルの岸壁 1 バースとして位置づけするとともに、係留施設に対応した水深 10メートルの面積 2.4ヘクタールの泊地もあわせて位置づけしてございます。

次に、別紙 1 の小樽港港湾計画書でございます。

これまで御説明させていただきました内容につきまして、港湾計画書の定められた書式にのっとりまして記載したものでございます。

1 ページ目をお開き願います。変更理由でございますが、旅客船の大型化及びクルージング需要の増大に対処するため、中央地区の旅客船埠頭計画、水域施設計画を変更するものであります。

2 ページ目をお開きいただきたいと思えます。ここでは、港湾施設の規模及び配置について記載しております。1 の旅客船埠頭計画につきましては、旅客船の大型化及びクルージング需要の増大に対処するため、既設の施設について計画を変更するとしております。次に、2 は、水域施設計画について記載しております。

3 ページ目は、今回計画変更する位置を赤で記載しており、変更箇所は中央地区となっております。

次の 4 ページ目につきましては、今回、変更を盛り込んだ計画図となっております。以上が、小樽港港湾計画書案となります。

次に、別紙 2 に参ります。

この別紙 2 の小樽港港湾計画資料案でございます。この資料につきましては、これまで御説明いたしました港湾計画書案につきまして、詳細の内容を記しているものでございます。

1 ページの変更理由は先ほどと同様でございます。

2 ページ目は、旅客船埠頭計画の概要と規模及び配置について、表 1-1 及び図 1-1 にて示してございます。

3 ページ目は、水域施設計画の概要と規模及び配置につきまして、表 2-1 及び図 2-1 にて示してございます。

次に、4 ページ目でございます。

ここににつきましては、環境保全に関する資料でございます。今回の計画では、既定計画の旅客船埠頭の変更でございまして、新たな大気汚染の発生源がないこと、また、新たな騒音、振動を発生させるような施設の建設計画がございませんので、大気質や騒音、振動への影響は軽微であると考えてございます。

また、埋め立てによる新しい土地造成を行わないこと、そして既設施設を活用した岸壁ということでございますので、潮流への影響は軽微なものと考えられます。このほか、水質や生態系への影響も軽微であると考えております。

これらを踏まえまして、今回の計画変更が周辺環境に及ぼす影響について検討いたしました結果、その影響は軽微であると考えられます。

なお、今回計画の実施に当たりましては、工法、工期ともに十分検討いたしまして、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう配慮いたしまして、慎重に行うものとなっております。

5 ページ目は、小樽市地方港湾審議会の委員の皆様の名簿でございます。

以上で、資料 3 の小樽港港湾計画書の軽易な変更についての御報告を終わります。

続きまして、資料 4 に基づきまして御報告いたします。

まず、資料下の 3 の今後の予定についてのスケジュール表をごらんください。現在、平成 29 年度の港湾計画改訂に向けて作業を進めておりますけれども、その一環として、小樽港長期構想を策定するための委員会を開催いたしまして、検討を進めているところでございます。当初のスケジュールといたしましては、黒丸で示しておりますとおり、第 1 回は昨年 8 月に開催を終了、第 2 回はことしの 2 月、第 3 回は 8 月を予定しておりましたが、資料の上段の 1 に記載しておりますとおり、小樽港の長期的な方向性を定めるための時間を要することから、ことし 2 月

に開催を予定しておりました第 2 回長期構想検討委員会を延期することとなりました。

具体的に申し上げますと、この長期構想におきましては、従来からの二、三十年後を見据えた港のあるべき将来像を描いていくといった方向で、これまで北海道開発局とも協議をしながら、この第 2 回の 2 月に開催する委員会で検討する資料として、将来プロジェクトの展開イメージを作成してきたところでございます。しかしながら、資料内容につきまして庁内協議段階で港湾施設整備のハード面などにおきまして、市の財政事情を勘案した実現性のある内容としなければならないこと、そして、取扱貨物量やクルーズ客船の寄港回数などの目標値を設定する必要があると、こういった指摘がなされてございますので、現時点で改めて資料内容を見直すこととなったものです。

この財政状況を踏まえた実現性のある内容で策定すること、そして取扱貨物量などの目標値などを設定することにつきまして、北海道開発局と協議いたしましたところ、長期構想策定の内容につきまして、法的な縛りはございませんけれども、実現性のある内容はどういったものなのか、またそういった内容で港湾計画の改訂に結びつけることが可能なのか、こういった問題がございまして、開発局内、そして小樽市との協議、検討するための時間を要するというところでございました。

こういったこともございまして、ことし 2 月に開催する予定でございました第 2 回検討委員会を延期することといたしまして、現時点におきまして第 2 回検討委員会をことし 6 月、第 3 回検討委員会を 12 月に延期し、これに伴い港湾計画改訂を審議する国の機関である交通政策審議会への諮問も、11 月から翌年 3 月に延期となるものと想定しているところでございます。

#### ○委員長

「第二次小樽市観光基本計画（素案）について」

#### ○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

私からは、第二次小樽市観光基本計画（素案）につきまして、お配りしております資料に基づきまして御説明いたします。

経済常任委員会の委員の皆様とは平成 29 年 1 月 17 日に意見交換会を開催させていただきまして、本計画の内容につきましては御説明をさせていただいているところでありますので、その意見交換会を経て変更した部分、これを中心に御説明させていただきます。

資料 5-1 をごらんください。1 枚おめくりいただきまして、まずはじめにということで、小樽の歴史やいわゆる運河論争を経て観光都市として成長したこと、平成 18 年度に観光基本計画を策定したこと、10 年前から見た小樽を取り巻く環境の変化、市民の皆様が小樽本来の魅力をさらに把握され、観光客の皆様とその魅力を共有していくことの必要性、今後の指針とすべくこの第二次の観光基本計画を策定したことなどが記載されております。

経済常任委員会意見交換会におきまして、御指摘のありました件、このページの本文中 12 行目の、「そして、観光は小樽の基幹産業と呼ばれるようになり」を、「そして、観光は小樽の基幹産業の一つと呼ばれるようになり」と下線部分を追加しております。

なお、このページは計画そのものに係る内容ではないため、パブリックコメント上は掲出しておりませんが、本日は修正部分をお伝えするために本資料に入れさせていただいております。

資料を 1 枚おめくりください。目次でございますが、ごらんとおり本計画につきましては、序章と本章 3 章プラス資料編というつくりになっております。

次に、1 ページをごらんください。

本計画策定の趣旨・計画の性格・期間についてでございますが、趣旨では策定の目的、性格では小樽市総合計画の観光分野の基本計画であること、期間では平成 29 年度からの 10 年間とするものの、第 6 次から第 7 次へと進む小樽市総合計画との整合性を図っていくことなどが記載されております。

次に、資料を 1 枚めくっていただき、2 ページをごらんください。

第 1 章、小樽観光の基本的な考え方のうち、小樽観光の目指すべき姿として、「ホンモノの小樽とふれあう」「観光客と市民がふれあい、新しい発見があり、また来たいと思える街」を達成目標として掲げております。ホンモノの小樽の定義につきましては、本文、小樽観光の発展のための 1 行目、小樽独自の歴史や文化に裏打ちされた奥深さこそがホンモノの小樽であるとありまして、3 ページで、そのホンモノの小樽を構成する魅力の数々を具体的に例示しております。

1 枚めくっていただきまして、4 ページ、5 ページをごらんいただきます。

では、その目指すべき姿を実現するための課題点とはということで、小樽観光の課題について大きく四つの視点で観光資源、受入態勢、滞在時間、情報発信として、それぞれ主な課題点をここで挙げております。

資料を 1 枚めくっていただきまして、6 ページ、7 ページでございます。

ここでは、小樽観光の課題を見据え、小樽観光の目指すべき姿を具現化するための方向性を小樽の魅力を深める、小樽の魅力を広げる、小樽の魅力を共有するの 3 本柱として掲げ、7 ページの後半では、その方向性をポンチ絵にして表現して、3 本柱がそれぞれに連関して目指すべき姿に近づいていく概念図を掲載しております。

また 1 枚めくっていただきまして、8 ページをごらんください。

第 2 章、主要施策でございますけれども、8 ページから 13 ページにわたりまして、定められた小樽観光の方向性をできるだけ具現化していくために、施策や取り組みを 3 本柱に沿ってぶら下げた表記となっております。

方向性、(1) 小樽の魅力を深めるにつきましては、①から 1 枚めくっていただきまして、10 ページの⑩までの 10 テーマ、11 ページの方向性 (2) 小樽の魅力を広げるにつきましては、①から②の 2 テーマ、1 枚めくっていただきまして、12 ページ 13 ページの方向性 (3) 小樽の魅力を共有するにつきましては、①から④までの 4 テーマとして具体的な取り組みにつきまして、それぞれ挙げさせていただいております。

資料を 1 枚めくっていただきまして、14 ページ、15 ページをごらんください。

第 3 章、小樽観光推進のための計画推進の主体と役割でございますけれども、そこにありますとおり、市民、観光事業者、観光関連団体、経済界、行政とそれぞれ推進主体の役割を記載しております。なお、経済常任委員会の意見交換会におきまして御指摘がありました件、(4) 経済界の役割の 1 行目ですけれども、当初は「経済界は」と始まっていたのですが、これを「小樽商工会議所、一般社団法人北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部などをはじめとする経済界は」ということで、下線部分を追加しております。

続きまして、また 1 枚めくっていただきまして、16 ページから 28 ページまででございますが、これは資料編ということで、国内、北海道、そして小樽市の観光動向に係るデータ等を掲載しております。

その後 29 ページになりますけれども、ここでは小樽市観光基本計画策定委員会等の開催経過、それから 1 枚めくっていただきまして 30 ページになりますが、策定委員会の委員名簿、31 ページにつきましては専門用語等の用語解説を掲載し、これを最終ページとしております。

続きまして、平成 29 年 1 月 25 日から 2 月 23 日の日程で行われました第二次小樽市観光基本計画（素案）に対して寄せられたパブリックコメントにつきまして御説明させていただきます。

資料 5-2 になります。

第二次小樽市観光基本計画（素案）に対して提出された意見等の概要でございますけれども、ごらんとおり意見等の提出者が 8 人と 1 団体、意見等の件数は 31 件となりました。主な意見といたしましては、例えば 1 ページ目のナンバー 10、第一次計画の総括、計画内容の達成度についての検証等が見当たらないですとか、ナンバーの 13、ホンモノの小樽のホンモノの定義をすべきとか、ナンバー 14、なぜ小樽市民の日常が観光客の触れたいものになるのか、また 1 枚めくっていただきまして、2 ページのナンバー 23、現状として市民が小樽に愛着を持っていないかのような記載で誤解を生むとか、ナンバー 30 では、小樽市民の観光客に対する姿勢を中傷するような記述があるといったような、市民の視点での御意見が数々ございました。

これは提出された御意見に対して、今後、小樽市パブリックコメント手続実施要綱に基づきまして、市の考え方等ということでこれを公表してまいりたいと考えております。

最後に、資料はありませんけれども、第二次観光基本計画の今後の予定についてでございます。本日、経済常任委員会での報告をさせていただきました。この後この寄せられたパブリックコメントの御意見等を踏まえて、来週の 3 月 23 日をめどに、計画の確定、確定したこの成案について、経済常任委員会の皆様及び観光基本計画の策定委員の皆様個別に説明をさせていただきます。年度初めであります 4 月 1 日を計画実施日といたしたいと考えております。

#### ○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明をお願いいたします。

「議案第 41 号について」

#### ○（産業港湾）管理課長

小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

このたびの条例改正に伴います改正の要旨でございますが、海上交通安全法等の一部を改正する法律により、港則法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、別紙資料 6 の小樽市港湾施設管理使用条例新旧対照表を参照しながら御説明させていただきます。

港則法の一部改正についてですが、この改正に伴い、従来まで、港則法第 3 条第 1 項に規定される雑種船というものがございましたが、これらの名称がなくなり、それに伴いまして、本市の条例でもその規定を用いて雑種船という名称を使っていたものですから、それがなくなったことによって、改めて港内業務船と名称を変更するものでございます。

この雑種船から港内業務船という名称の改めに伴いまして、本条例の第 2 条第 4 号の下線部分「雑種船」を「港内業務船」に、同じく下線部の「船舶のうち、専ら」を「汽艇、はしけその他の専ら」に、「汽艇及びはしけ」を「船舶」と改めるものでございます。

同条例の第 3 条第 3 項も同様に「雑種船」を「港内業務船」に、別表 1 の項のウ、「雑種船」を「港内業務船」に、「汽艇」を「汽艇その他の船舶」に改めるものでございます。また、別表の（1）の項のエ、「漁船及び雑種船を除くその他の」を「イ及びウに掲げる船舶以外の」に改めるものでございます。

また、この港則法改正に伴います条例の改正とあわせて、文言整理ということで所要の改正を行っております。第 8 条第 4 号の「き損」平仮名の「き」を漢字の「毀損」に、第 23 条第 1 項、これも同じく平仮名の「き損」を漢字の「毀損」に。別表の（2）の項のウ及び（4）の項イの「5割増」という「増し」に送り仮名をつけて「5割増し」と改正を行っているところでございます。

#### ○委員長

「報告第 5 号について」

#### ○（産業港湾）農政課長

報告第 5 号専決処分報告、小樽市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正、これは平成 28 年 4 月 1 日に施行しておりますことに伴い、農業委員会委員の選出方法について、小樽市に当てはめると、選挙制 10 名と市長の選任制で、議会推薦 2 名、それから農業協同組合から 1 名、農業共済組合から 1 名を選任する方法から、今度は、市長が議会の同意を得て任命する方法に一本化するとともに、現行の農業委員数は 14 名でございますが、同じ人数の 14 名をその定数として規定しております。

なお、この定数につきましては、小樽市農業委員会の中で数度にわたる検討の後、最終的には平成 28 年 9 月 29 日

開催の農業委員会総会により御審議いただき、現行の定数のままの14名に意見がまとまったところでございます。

また、条例の施行期日につきましては、28年12月28日に公布したところでございます。

なお、現在の農業委員の任期は経過措置によりまして、平成29年7月27日まで現在の委員の任期でございます。

また、新しい委員につきましては、29年2月1日から3月3日まで情報公開しつつ選任しておりまして、日程的には第2回定例会で議会の同意を得るという運びになります。

なお、現在15名の応募がありまして、これにつきましては、小樽市農業委員会のホームページに記載されておりますので、ごらんいただければと思います。

#### ○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、民進党の順といたします。

自民党。

---

#### ○中村（吉宏）委員

##### ◎小樽雪あかりの路について

まず、第1点目は、雪あかりの路に関連した質問をさせていただきますが、小樽雪あかりの路は今の小樽の冬季観光の拡大と地域の活性化が見込まれまして、本市の知名度や市内経済への波及効果に大きく資するイベントであると思いますが、ちなみにこのイベントの期間、平成29年の2月に行われたもので、観光入込客数など把握されている数字があればお聞かせください。

##### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいま御質問のありました、ことしの2月に開催されました雪あかりの路の来場者数についてはこちらでカウントしたものはございますけれども、観光入込客数となるとこちらでカウントしておりませんので、まだ正式な正確な数字お示し……

（「来場者数」と呼ぶ者あり）

来場者数につきましては、今回は51万8,000人となっております。

#### ○中村（吉宏）委員

2月の極寒の小樽に51万8,000人という方が来訪されていらっしゃるということでもあります。非常に大きなイベントになってきたのかなというところなのですが、そこで気になるのが、小樽雪あかりの路を運営するに当たりまして、景気の低迷などによりまして、協賛金の減少また広告収入の減少という問題を抱えているというふう聞いております。また、財政状況は年々厳しいということもあり、近年、雪不足などがありまして、会場に雪を運び込むというようなことで費用が増加していると。実行委員会の財源にも不足があるというふうには伺っておりますが、そういう中で、平成29年度、来年の2月ですね、第20回の節目の開催であるにもかかわらず、今回提案されております予算には計上はされていないようです。前回、第4回定例会、質問としては成立していないのですが、私も代表質問で予算の強化をしてほしいとお願いしましたが、これについて、今回、計上されていない理由をお示しいただけますでしょうか。

##### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいま御質問のありました、新年度予算に雪あかりの路実行委員会補助金の予算を計上していない理由につきましては、来年度が記念すべき第20回の節目の開催を迎えるに当たり、現在、実行委員会として第19回の決算及び事業が完了していないことや、第20回の記念の企画の内容や総事業費の見込みなどが十分に整理されていないため、今回、新年度予算に計上しなかったものであります。今後は第3回定例会までには実行委員会の中で事業内容等を固め、補正予算案としてお示ししてまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

第 2 回定例会には、では何かしらの予算づけのものは見えてくるということなのですね。

平成 28 年度の事業決算、完了していないということでありましたけれども、27 年度までの過去 3 年間の決算の総事業費の推移をお示しいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいま御質問のありました総事業費につきましては、平成 25 年度第 16 回が 2,029 万 8,232 円、26 年度 17 回が 2,089 万 7,804 円、27 年度が第 18 回でありますけれども、2,001 万 4,794 円となっております。

○中村（吉宏）委員

だんだん厳しくなっているのですけれども、それでは直近の平成 27 年度、この総事業費に対する市の補助金や協賛金、広告収入の金額及び比率をお示してください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

総事業費に対する市補助金、協賛金、広告収入の金額及び比率につきましては、市補助金が 360 万円で 17.9%、協賛金が 589 万 8,401 円で 29.4%、広告収入が 555 万 4,244 円で 27.7%となっております。

○中村（吉宏）委員

この比率を見ましても、実行委員会中心に市民の皆さんが頑張っている中で、市の手当をもう少しだけいたら、財政の部分もありますけれども、そのように思うのですが、小樽の冬の観光の拡大と、あと地域の活性化が見込まれます。これはいろいろな意味で地域の連携なども行われるイベントなのですけれども、市の補助金が総事業費から比較しますと本当に低い、今御指摘あったように低いと感じられます。

次の第 20 回の記念開催時には、やはり事業内容をいろいろ検討しながら、第 50 回のおたる潮まつりのときと同様に、市としてもこういう記念であるということ、また大きなイベントであるということ、冬の観光、こういうようなものに見合った補助金を支出していただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいまの御質問につきましては、来年度は記念すべき第 20 回の節目である開催を迎えるに当たり、観光振興室といたしましても、雪あかりの路は冬季観光の拡大と地域活性化が見込まれるイベントと認識しております。実行委員会などで作成された企画内容を十分検討した上で、新たに公益上必要な予算については補助金の増額要求を行ってまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

20 回に向けまして、かかわる私も市民の方々、その委員会からもいろいろ記念冊子を出したいとか、もっと中国や韓国のボランティアの方たちといろいろな活動ができるようにしたいですとか、もっと会場の整備もしたいですとか、拡大したいですとか、いろいろな企画また商店街や飲食店の協会などとも連携してもっと大きく何かしていきたいというような発想の声も聞いていますので、どうかしっかりと手当をしていただきたいと思いますので、お願いします。

◎第 3 号ふ頭の旅客船ターミナルについて

次に、港湾事業における地方創生関連予算の活用と申しますか、第 3 号ふ頭の旅客船ターミナルについての関連なのですけれども、きょう資料要求しました第 3 号ふ頭周辺再開発計画の中に、第 3 号ふ頭のいろいろな開発が見込まれているのですが、この開発の計画に至った経緯を一旦お示しいただけますでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

ただいま御質問ありました第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画についての経緯についてですけれども、まず計画の策定の経緯につきましては、第 3 号ふ頭及びその周辺地域におきましては、多くの観光客が訪れる観光施設群が徒歩圏内にあるということもござります。また、高い利便性も有しております、このほか国内外からのクルーズ客船

が多く寄港している、そういった実績もあります。これとともに平成23年には日本海側拠点港ということで、国から外航クルーズということで選定されたところでございます。

こういった背景もございまして、第3号ふ頭及び周辺につきましては物流の機能の混在、そして大型クルーズ客船の未対応と、また既存施設の老朽化、こういったさまざまな問題が抱えられてございますので、この第3号ふ頭の周辺再開発計画の策定に至ったというところでございます。

○中村（吉宏）委員

この策定に関しては、市役所だけの策定なのでしょうか。一般市民の方もかかわっているというようなことも聞いていますけれども、この辺いかがですか。

○（産業港湾）事業課長

この計画の策定におきましては、ワークショップの委員ということで、さまざまな討議が開催されたところであります。また、委員の構成につきましては、全員で14名という形で構成されておまして、その中身といたしましては、学識経験者、商工会議所などの各種団体関係者、市民団体、学生、市民工房、そして官民の連携した関連企業として、こういった方々の14名で構成されているところでございます。

○中村（吉宏）委員

そういうワークショップが行われて、市民の皆さんのいろいろな活発な御意見が出てきて、これが反映されているということなのですけれども、このワークショップの中に、クルーズ客船を受け入れる際のターミナルビルの建設というお話は上がっていなかったのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

その委員のワークショップの中ではさまざまな議論が挙げられておまして、いろいろな提言もいただいております。こういった中では、やはり今後クルーズ客船を受け入れる上におきましては、C I Q、こういった機能を持ったターミナル部分の建設、こういったものを建てたほうがいいのではないかと提言もいただいているところでございます。

○中村（吉宏）委員

それがあってこの再開発計画の、一番後ろに図面がありますけれども、こういう図面になっていくのだらうなと思うのですが、今そういう流れで来て計画ができていて、今の状況ですと、市長はターミナルビルを建設する予定はないというようなことを言っているようですが、これはなぜ変更になったのですか。

○（産業港湾）事業課長

この周辺再開発計画自体の計画を変更したということではなくて、あくまでもこの計画を前提にして現在その岸壁の整備、そして泊地のしゅんせつ等を行っているところでございます。なので、現在、ターミナルビルを建設しないという市長発言はございましたけれども、この計画を全く白紙にするといったことではないということで認識しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今進められない原因は、何なのですか。

○（産業港湾）事業課長

これまでもターミナルビルにつきましては、やはり総合計画等にものっているということもありましたけれども、昨年平成28年度に老朽化して、早急に対応しなければならない施設が複数発生してきたということがございます。まずはターミナルをつくるのか、そういった老朽化どっちなのか、そういった優先度も総合的に判断した中で、港湾施設における老朽化対策を早急に進めなければならないという判断に至りましたので、そちらを優先的に整備を進めなければならないということになったところでございます。

○中村（吉宏）委員

そういう流れの中で、でも例えばいろいろなものを進めていくのでも、私は同時進行をしたほうがいいと思うのですよ、できれば一刻でも早く。だけれども、財源的な措置という部分の問題もあるということかと思うのですが、地方創生に関連した国の交付金等々もあるというふうに向っているのですけれども、これについてお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）事業課長

ただいま御質問のありました地方創生推進交付金制度というのは、平成28年4月に定められたところでございます。これにつきましては、大きく分けて地方創生推進交付金と、地方創生整備推進交付金、この二つが予算科目において別れております。二つの共通する部分といたしましては、地方版の総合戦略に定められた自主的、そして主体的で先導的な事業を記載して策定した地域再生計画に基づく事業をもとに交付されることになっております。

交付金については2分の1が国の財源として充てられるということですが、いずれにしても、その前段にお話ししました地方創生推進交付金は、小樽市総合戦略にのっかっているソフト事業と一緒に、ハードも一定程度の枠の中でできるといったところでございます。これがまず一つ、地方創生推進交付金というものになります。

もう一つ、地方創生整備推進交付金といいますのは、28年度の補正予算という形の中で、国で出されましたけれども、これはどちらかというとハード整備が主体となっているものでございます。ただ、これにつきましても、何でもかんでもハード整備できるのかというと、そうではなくて、一定の制約の中でこれも小樽市総合戦略に基づいた、記載している項目とタイアップして効果を図れるものということになっているところでございます。

○中村（吉宏）委員

伺っていくと、やはりターミナルビルの建設はハードの部分かと思えますし、片や岸壁の補修やしゅんせつなんというのも同時進行しなければならない、こういうのをタイアップした計画に何か見直しながらこういう交付金を当て込んでいくという発想は、できないものなのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

ターミナルビルにつきましては、市長がおっしゃったとおり、現在においてはターミナルビルは建設の予定はないということでお話があったところでございます。我々としてもターミナルビルがこの制度に適用できるのかどうかというのを、今の段階では建設しませんけれども、行く行くこれから先、もしターミナルビルを建設するという方針が打ち出されれば、こういった制度も活用しながら、そういった制度に向けて取り組んでいかなければならないのかなとは考えております。

○中村（吉宏）委員

行く行くというような時間的なゆとりもあるのかなというのは、私、今少し焦っているのです。今の観光客やクルーズ客船が今の規模で来てくれるのかと。ちなみに、小樽港に来港している直近のところのクルーズ客船の来港数をお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

クルーズ客船の寄港回数についてのお尋ねかと思えます。平成28年につきましては、クルーズ客船は25回寄港したところでございます。

○中村（吉宏）委員

25回来港してくださるということですね。今ポートセールスですとか、何でしょうか、クルーズ客船の誘致も行っていると思います。平成28年度、間もなく終わりますけれども、今年度はどのぐらいの回数、規模で行われましたか。

○（産業港湾）港湾室主幹

クルーズ客船誘致に向けての取り組みということでございますけれども、まず地元で小樽市も含めた行政と民間あるいは北後志 5 町村、そういった地元のクルーズ関連事業者なり団体なりが、小樽港クルーズ推進協議会という団体を組織しております、そちらで今年度やった取り組みといたしましては、昨年 11 月に東京で北後志の方とともに小樽観光協会の方も行きまして、クルーズ客船船社ですとか、代理店、あるいは旅行会社を集めまして、そこでプロモーション活動を行ったと。その際いらっしゃったお客様の人数としては、招待客 50 名ぐらいということで、そのクルーズ関連の業界の方たちに小樽港への寄港を呼びかけた。

それから、もう一つの取り組みといたしましては、日本海側の例えば富山県ですとか京都府舞鶴市ですとか、そういった日本海側の港湾と連携しております、そこで環日本海クルーズ推進協議会という団体を構成して、本市もそのメンバーに入っております。そこでは、日本海側の港湾にクルーズ客船を誘致しようということで、いろいろ取り組みを行っているところで、例えば今まさにアメリカのフロリダ州で世界最大規模のクルーズコンベンションが開催されております、そこに職員を 1 名派遣して小樽港を PR しているところです。

それから、今年度につきましては、今月末を予定しているのですが、海外のクルーズ客船船社から幹部を 1 人招聘いたしまして、そこで小樽でいろいろ体験型の観光をしていただいたり、食事をして、小樽のそのよさを知っていただいて、今後の誘致に結びつけていこうと、そういったような取り組みをしているところでございます。

○中村（吉宏）委員

その際、小樽のアピールをされると思うのですが、小樽のどんなところをアピールされているのですか。

○（産業港湾）港湾室主幹

小樽のアピールといたしまして、まず港としての機能では、道内の中では非常に受け入れ実績があるということ、あるいは駅や中心部から港が非常に近い、そういったことで小樽は、結構国内ではかなり知名度が高まってきております、そういった利便性についてもかなり周知が浸透してきたと考えております。

それから、もう一つは寄港地観光としての小樽としていろいろなレポートリーがあるということで、昨年、東京でやったときにはニトリ小樽芸術村が新たにオープンいたしましたですとか、そういった新たな観光の魅力をその都度発信する、そのような活動を行っているところでございます。

○中村（吉宏）委員

もう少し何かあるのかなと。いわゆるきれいな埠頭に泊まりますよ、景色がいいところに泊まりますし、C I Q もスピーディーに行きます、こういったところも船社の方たちには PR になるのではないかと。まちのよさは多分みんな知っていると思うのですよね、日本中。そういうことではないのではないかと。それは少し置いておいたとして、今、小樽港への寄港数は現状 25 隻ですけれども、他都市の状況はいろいろ調べられていると思いますが、把握しているところをお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

道内でもう一つクルーズ客船寄港数が多いところで函館市がございまして、函館はことしにつきましては、小樽の 25 回に対して 26 回ということで 1 回多かったと。来年につきましては、小樽は、現時点で 24 回の寄港予定なのですが、30 回、31 回ぐらいの寄港予定だということで聞いております。それ以外の港につきましては、今詳しい数字は押さえておりませんが、大体 10 回を下回るぐらいの回数だということで押さえてございます。

○中村（吉宏）委員

道内で優位なのかもしれませんが、我々、経済常任委員会は平成 27 年に委員会視察に行った際に、長崎港では、たしか年間約 70 隻だと聞きました。そのぐらいの寄港数であると。長崎市には松が枝埠頭・松が枝地区というところにきれいなターミナルビルをつくっております。規模こそ大きいですが、それができることによって、どうやらことしは 200 隻に伸びているというような情報が入っておりました。小樽も 25 隻、これをどう維持する

かというのではなくて、少しでも港湾を整備していく中で、25隻が50隻、70隻というふうに、やはり道内でも随一ほかのまち、他都市が追いついてこれないぐらいの寄港数をつくっていくべきだと思うのです。そのために港湾の整備というものを行うべきだと思いますし、それはまちの活性化や経済の発展にもつながっていくことだと思います。

こういうものに対しては、通常の民間の企業でも、先行投資は必ず必要なのですよ、投資ないところにリターンはないので。こういう発想をしていかなければならない。これについては、やはり財源もある程度確保しなければならないと思いますが、こういった覚悟はおありなのか、それからこういった工夫をしてほしいと思うのですけれども、この点について見解をいただきたいと思います。

#### ○（産業港湾）事業課長

確かに中村吉宏委員のおっしゃるとおり、港湾としてもある程度先行投資という部分もあろうかと思えます。第3号ふ頭につきましては、やはり現在大型クルーズ客船をまず接岸するために岸壁の整備を行っているところでございます。これにも事業費として見ると予算的には8億7,000万円という結構大きなお金の事業費を設けてはおりますけれども、これがある程度一定のめどがつかましたら、その後はその背後の例えば駐車場ですとか、こういった整備を順次進めていかなければならないかなと思っています。

また、C I Qにつきましても、まだビルまでは行かないにしても、今の段階ではそういった機能も必要ということで考えておりますので、また市の財政事情も勘案しながらこういった整備計画を立てていきたいというふうに考えております。

#### ○中村（吉宏）委員

少しでも積極的に進めていただきたいと思います。いろいろ問題点はあると思いますが、今申し上げたように、かかるものはかかると。でも、そこはしっかり対応していただきたいなと思います。

#### ◎高島漁港区について

では、次の質問をさせていただきますが、高島漁港区に関しての質問なのですが、昨日の議会議論を私も聞いておりました。分区条例の別表第3第12号はいつも問題になる規定ですけれども、その解釈について、もう一度産業港湾部の解釈の見解をお示しいただけますか。

#### ○（産業港湾）管理課長

別表第3第12号の解釈ですけれども、漁港区内にある、いわゆる施設に従事する者またはその利用者の用に供する飲食・物販店というふうに考えています。

#### ○中村（吉宏）委員

きのうの予算特別委員会の議論を聞いていますと、今おっしゃったのは漁業者とか関連施設の利用者のための飲食店または物販店ということだったと思うのですが、その手前にですね、最初にこれ私ずっと前に質問したときに、産業港湾部参事は、今回の観光船事業者の許可申請については、飲食店という申請でしたと、建物は。ただ、その飲食店はこの近隣の従事者、従業者みたいな方たちも利用できるという判断で許可をしましとおっしゃっています。今、管理課長が解釈してくれたのは、従事する者及びその利用者のための飲食店という解釈だといっていますね。これやはり明らかに文言違うと思うのです。きのうの議論を聞いていますと、その何か両方が出てきて、港湾室としては、どういいう見解なのか私はっきりわからなかったもので、スタートの段階で、まずここをはっきりさせていただきたいと思うのです。いかがでしょうか。

#### ○（産業港湾）管理課長

漁港区内にあります施設に従事する者及びその利用者のための飲食、物販店ということになります。

#### ○中村（吉宏）委員

何かね、先ほどと違うという声も周辺から上がっているのですが、いずれにしても、施設に従事する者で、その

利用者というのは、これ日本語普通に解釈すると、その施設を利用するのであって、あくまでもやはり観光事業の施設ではなくて、水産関連のここに製氷工場とか具体例ありますけれども、漁船乗組員、こういう方たちやこういう建物を第 1 号、第 2 号から第 11 号までのものを利用する方たちのための飲食店でなければ、目的がおかしいのです。これ、答弁がやはり私も最初いただいた答弁と食い違っているな、そごがあるなというふうに解釈したのですけれども、この点をもう一度御認識があれば、はっきりとお返事いただきたいと思いますが、いかがですか。

**○産業港湾部参事**

今も課長からお答えいたしましたけれども、前第 1 号から第 11 号に該当する、そこの施設に従事する方と、その施設を利用する方、例えば卸売市場とか冷凍倉庫だとか、そういうところに勤務されている方もいらっしゃるでしょうし、そこに訪れる利用者の方もいらっしゃいますので、そういう方のための飲食店ということでございます。

**○中村（吉宏）委員**

であれば、やはり事業計画概要に観光事業で遊覧船事業と書いているものの、施設はあそこにあって、そのための飲食店は今回行った分区条例上の確認としては、妥当ではないということですよ。

**○産業港湾部参事**

済みません、資料を出すのに時間がかかりまして。先方といたしますか、事業者から出されている事業計画概要によりますと、飲食・物販業という形で、このたび事業計画概要に記載してございますので、飲食店ということで、物販もやるという計画も聞いてございますけれども、飲食店という形で適合しているというふうに判断しているところです。

**○中村（吉宏）委員**

何のための飲食店、物販店ですか。

**○産業港湾部参事**

事業計画概要によりますと、我々が聞いているのは、小樽産の水産物等を食べるというような飲食店を計画しているというふうに聞いてございます。

**○中村（吉宏）委員**

それは、誰が食べるための飲食店なのですか。

**○産業港湾部参事**

ここにいらっしゃったお客様もいらっしゃるでしょうし、周辺の従事者の方、勤務者の方、さらにはこの利用者の方が使える施設だというふうに聞いてございます。

**○中村（吉宏）委員**

だからね、そういう表現だと、やはりおかしいのです。先ほどの解釈からすると、おかしいのです。だから、漁業者とか周辺施設の方も利用できるようになってしまうのだと思うのですけれども、いかがですか。

**○産業港湾部参事**

この第 1 号から第 11 号に勤められる方とその利用者の方が使える、使えるといたしますか、飲食をする施設です。

**○中村（吉宏）委員**

では、こういう第 1 号から第 11 号までの施設に勤められている方や漁業者が主たる目的ということなのですか。そのためのということは、利用者として。

**○産業港湾部参事**

主たる利用者ということは、我々どういう形で使われるのかというのは、その事業者からその利用実態について報告を求めていますので、利用する想定を求めています、今その数字すぐ出てきませんが、従業員とそれから観光船という船を使う方もここにいらっしゃる方も使うということで聞いてございます。

○中村（吉宏）委員

済みません、今意味がわからなかったのですけれども。しかも日本語の意味の解釈がわかりません。

○委員長

補足説明できますか。

（「何か追加資料にありましたよね、事業者から出した」と呼ぶ者あり）

○産業港湾部参事

ここにお勤めの方、主に漁業関係者の方が6割ぐらい利用されるというふうに我々は聞いてございます。

○中村（吉宏）委員

事業者の方がどう言うかというのは、そうなのでしょうけれども、実態と言わないまでも、それをつくる前に明らかに、その第11号までの利用者のためのものなのかというのは、何の調査もしないで言われたから書いた、だけれども、それは今となっては船の停泊というか冬の船置き場になっていたり、何の実態も見えていないわけです。皆さんの解釈も、この「ための」という言葉をつかまえられると、誰のためのという話になってしまうのです。観光船事業者も利用できて、漁業者やその従事者も利用できるのか何なのか。こういう曖昧希薄な状況で許可を出すから、許可ありきだ、この場合は確認ですけれども、確認ありきだ。

今の説明では、何も釈明されていません。事業者がこう言ったからこうです、ただそれだけではないですか。では、何のために分区条例の審査を各担当のところがやって、港湾室がやるのか、これ建設部が最終的に確認を出しますよね。その審査を港湾室が行うわけでしょう。何のためにやると思いますか、こういう審査を。

○産業港湾部参事

港湾室でやる審査については、分区条例に適合しているかどうかという判断をするということ、審査といいますか、適合するかどうかを判断しているということでございます。

○中村（吉宏）委員

その判断は、何を書いているかだけ、形式的なことということでよろしいのですね。

○産業港湾部参事

基本的に申請ですので、我々はやる前にそれがどういう実態なのかということも想定もできませんし、やる前の申請ですから、あくまで事業者から上がってきた計画書なりで判断をするというのが一般的、確認申請、今回の分区に限らず、確認申請等は申請をして、その内容をチェックして確認をおろすということですので、今回もその適合するかどうかということについては、申請、今回は事業計画ですけれども、書類に基づいて適合すると判断したということでございます。

○中村（吉宏）委員

あそこの地域で、事業者が観光船事業をするということは御存じなかったわけですね。

○産業港湾部参事

当初港湾室に来られたときには、観光船といいますか、船を動かす事業をやりたいというようなお話がありました。

○中村（吉宏）委員

では、普通に考えれば、そこで観光船事業の方のための飲食店だなというのは、ある程度想像がつくと思うのですよ、仕事をしている人であれば。それもあたかも何かいろいろおっしゃっていますけれども、形式的な判断だけでそこを判断したということですか。観光船事業をやるというのはわかっていたわけですね。わかっている、その食堂があたかも漁業者のための食堂だというふうになる、その合理的な説明をしてください。

○産業港湾部参事

先ほどもお話をしましたけれども、この事業計画概要で遊覧船事業、飲食事業という形で書いてございますので、

それをもって、それが違うとかおかしいとかという判断には至らないということでございます。

○中村（吉宏）委員

そこに飲食店と書いてあったからおかしいと思わない、けれども、それは漁業者のためあるいはこの従事者のためという規定にはまるという判断は、普通に考えたら少し待てよという話になると思うのですが、そうは思われなかった。

○産業港湾部参事

適合するかどうかを確認する際に、事業者を利用実態等を確認した中で、6割の方を想定しているという形で我々に届け出があったものですから、届け出といたしますか、そういうふうを確認したものですから、我々はそれに基づいて適合しているというふうに判断したということでございます。

○中村（吉宏）委員

もういいですけども、またやりましょう、これもっと調べてやります。

---

○酒井（隆行）委員

◎高島漁業区について

高島漁港区について陳情が上がっております。この中身をもとに質疑させていただきたいと思うのですが、初めに漁業者との今後の協議について、どのようなスケジュールになっているのか、お示しいただきたいと思っております。

○（産業港湾）港湾室長

今後の漁業者との協議でございますが、昨年この陳情書なり私どものほうに同様の要望書が上がっているのですが、これを受けた際に、私どもも要望書の内容について先ほど御報告いたしましたけれども、一度、漁業者にその内容についての確認をさせていただいております。その際に、今後も直接まず私どもと漁業者もしくは事業者と漁業者ということで、協議なり御説明させていただきたい旨の話は若干したのですが、その際に漁業者から、漁業協同組合を通じて行ってほしいという要請がございました。その後、その要望書が出された内容につきまして、小樽市漁協に内容をこういう確認をさせていただきましたということで御報告した際に、漁業者から漁協を通して協議なり調整なりしてほしいと言われていましたので、その旨お伝えしたところ、逆に、今この観光船事業につきましては現時点、現時点といいますのは、もう船も着いておりませんでしたので、漁業権の侵害に当たるとかそういう状況には今ないということで、特に協議する必要はないということで御返答いただきまして、それをもって今のところは、特に今後協議するというスケジュールは立ててございません。

ただ、私どもも、この当該の事業者が、春、これから事業を行うということでいけば、やはり当然、昨年、懸念されたように、漁業権の侵害に当たるぶいですとか船舶の安全航行に関する懸念ですとか、そういうことがやはり出てくると思っておりますので、今後また小樽市漁協のほうに協議する、もしくはそういった事業者の話聞いていただくという場を設けていただくように働きかけていきたいというふうに考えております。

○酒井（隆行）委員

何も進んでいないということですね。それと、ウニの時期のことも書かれています。ウニの時期というのは、具体的に何月何日から何月何日なのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

ウニの漁期なのですが、5月10日ごろから8月31日までとなっております。

○酒井（隆行）委員

もう3月ですから、あと2カ月しかないということで、このままでいくと、係船環の設置許可もおりていますし、また同じような状況になるのではないかなと思っておりますが、その中でも、まだ何もやっていないということなのです。

ね。それをまず確認させてください。

○（産業港湾）管理課長

何もされていないというのは、係船環の設置の工事を行っていないということでもいい……

（「違うでしょう」と呼ぶ者あり）

漁協との協議ですか。まだ、今のところ入っておりません。

○酒井（隆行）委員

それでは、この陳情書の中に、漁業に支障を来しているですとか、それから安全操業ができない、支障を来しているということが書かれていますが、水産課として、この高島漁港区に観光船が停泊することによって、漁業に支障を来すという、私は認識なのですが、水産課としてはどうでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

漁業者や漁業協同組合の方から聞いている話では、高島地区自体が漁場が少ないということで、高島漁港区内の岸壁沿いであったり、そういうところでも漁をしているというのは聞いておりますので、それと今年の漁業者との話し合いといいますか、そういうのでも、そこら辺についても漁をする場所であるから支障があるというようなことは聞いております。

○酒井（隆行）委員

それでは、また港湾室に聞きますが、高島漁港区の観光船が係留していたところ、あそこで実際に漁業活動をされていたということは把握されていたのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

御質問のあった岸壁、護岸の際で漁をされているということについては、私どもは認識しておりませんでした。

○酒井（隆行）委員

認識しないまま許可を出したということですか。

○（産業港湾）管理課長

そういうことになります。

○酒井（隆行）委員

工作物等施行許可条件ということで、たしか六つあるかと思います。この中の五つ目に書かれている部分を読んでいただけますか。

○（産業港湾）管理課長

工作物等施工許可条件の 5 番目ということですが、「当該工作物の使用に当たっては、漁業活動の支障とならないようにすること」です。

○酒井（隆行）委員

漁業活動に支障を来しているというふうに認識しておりますが、産業港湾部としてはどうでしょうか。

○産業港湾部参事

実際、昨年、現場に行って、漁業者の方から支障があるという話を聞いてございますので、支障があるというふうに我々も認識してございませし、事業者に対しては漁業権の侵害にならないように船を移動するとかそういうことについて我々も指導しているというところでございます。

○酒井（隆行）委員

条件を満たしていないというふうに認識しているのですが、それについていかがですか。

○産業港湾部参事

条件を満たしているかどうかということではなくて、支障があるということなので、我々は指導しているということでございます。

○酒井（隆行）委員

これは条件なのです。許可条件なのです。条件を満たしていないという私は認識ですし、今参事も言いましたよね、支障を来していると。条件を満たしていないのです。だから、これは条件を満たしていないので無効ではないか、取り下げなければならないのではないのですかという質問なのです。もう一度答弁願います。

○産業港湾部参事

この施工許可条件の中で、使用に当たっては漁業活動に支障がないという、先ほどお話しした条件がついていますので、支障とならないように事業者に対して注意をする、指導をすることになるというふうに思っています。

○酒井（隆行）委員

条件を満たしていないのではないですか、まずそこ確認させてください。

○産業港湾部参事

支障となっているということについては、条件といいましょうか、ならないようにするというについては満たしていないというふうに思います。

○酒井（隆行）委員

満たしていないということなのですね。もう一度確認させてください。

○産業港湾部参事

支障となっているということでございます。

○酒井（隆行）委員

ということは、条件を満たしていないということで、許可にはならないということではないですか。

○産業港湾部参事

支障となっているというふうに思っていますので、ならないように何らかの対応をするということで、事業者並びに漁業協同組合と話し合いをしていきたいというふうに思っています。

○酒井（隆行）委員

これは条件なのですよ。それをやって、支障とならないことを確認した上で、その条件をクリアした上で、許可を出さなければいけないというふうに私は認識しております。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それが条件だと思いますが、これ条件に書かれていることでも、今は満たしていなくても許可を出したということなのですか。

○産業港湾部参事

この施工条件ですけれども、係船環を設置するとき、その使用に当たって漁業活動の支障とならないようにするというところでございますので、現在もちろん使ってございませぬし、今も係船環はないですし、使ってございませぬので、この条件はあくまでも係船環の設置に関する許可条件というところでございます。

○酒井（隆行）委員

施工許可を出したのですよね。許可を出したので、恐らく設置されるというふうに私は認識しております。その上で、当該工作物の使用に当たっては、漁業活動の支障にならないようにすることと明記されています。先ほど、私が最初に聞いたのは、このままでいくと、昨年と同じような状態になるのではないのですかという質問をさせていただいたのですが、このままで同じような状況になるかもしれないということで、答弁をいただいています。その上で、この条件は満たされているのですかという質問なので、現在どうのこうのというよりも、要は想定される、このままでいくと、実際この漁港区の中で、昨年ですよ、支障を来しているという陳情書が上がっているのです。このままでいくと、この条件は満たされないのではないのかという質問なので、それについてお答え願えますでしょうか。

○産業港湾部参事

このままでということでありまして、このままでいくと昨年と同じような状況になれば、それは支障になると思いますので、そういうふうにならないように今回係船環の使用に当たっては、漁業活動の支障にならないように事業者に改めて許可条件についてお話をしたいというふうに思っております。

○酒井（隆行）委員

それで、スケジュールを確認したら何も行っていない、今後も何もないということで今確認したのですけれども、どういうふうに取り組んでいきますか。

○産業港湾部参事

先ほども室長からお話をしましたけれども、今、船が着いていないので、漁業協同組合なりは、漁業権の今侵害はないのだというお話を、今されていますので、されていますけれども、ただ、我々何もしないということではなくて、昨年から話題になってございます安全航行の話ですとか、漁業権の確保については、改めてまた今後も組合と事業者とお話をしていくという予定であります。

○酒井（隆行）委員

そのスケジュールをお示してください。

○産業港湾部参事

具体的には、先方とのお話もありますので、いついつということではないですけれども、できるだけ早期にお話をしに行きたいと思っています。

○酒井（隆行）委員

私は、スケジュールをお示くださいということなので、それだけ参事が言われるのであれば、きちんとしたスケジュールをお示ください。

○産業港湾部参事

先方と確認して、スケジュールについては御報告を申し上げます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

---

○秋元委員

報告を聞いて質問したかったのですが、多分大前提として余りにも緊張感がなさ過ぎるのではないですか。答弁もそうですけれども、今、酒井隆行委員から質問あった漁業権はあそこにあつて、漁場だということを知らなかったのですよね。もう一度答弁してもらえますか。

○産業港湾部参事

先ほど漁場だったということではなくて、漁場だというのはもちろんあそこに稚魚だとかをまいていますので、それについての認識がなかったということではなくて、岸壁、岸壁沿いに船が係留しているところで、例えばウニがいるだとかということについて、そこまでは状況を把握していなかったということでございます。

（「知らなかったってことじゃないですか」と呼ぶ者あり）

（「把握してなかったんでしょう」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

きのう私言いましたけれども、これは行政行為の瑕疵です。紛れもないこれ重大かつ明白な瑕疵ではないですか。だから、これ全ての許可取り消しですよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

公定力なんかないのですよ。大変なことをしているのですよ。そもそもが、許可全部これ公定力なんかないですよ。法的拘束力なんかないですよ。本当にそういうことを言われているのですか、そういう認識で許可しているのですか、どうですか。

**○産業港湾部参事**

我々は事業者に対しては、最初から安全航行並びに漁業権の確保については、漁業協同組合ときちんと話をして協定書等を結びなさいというお話をしておりますので。

(「そんなことじゃないですよ」と呼ぶ者あり)

それがなかなか今できていないという状況にありますけれども、そういう形では事業者をお願いをしているということでございます。

**○秋元委員**

いや、違いますよ、事業者も漁業者も関係ないのです。行政が間に入って許認可をおろしているのです。その行政が行政手続に瑕疵があるという話ではないですか。だから、全ての許可はこれ無効ですよ。瑕疵ある行政行為なので、無効な行政行為なので、これ。重大かつ明白な瑕疵なので、違いますか。

**○産業港湾部参事**

全ての許可ということでございますけれども、我々としては先ほどお話ししたとおり、許可に当たってはそういう形で事業者が漁業権を確保しなさい、漁港法を守りなさいという形で指導をしているわけですから、瑕疵があったというふうには考えてございません。

**○秋元委員**

法令を遵守して許可を出すのが市の仕事です。それ、事業者が法令を守ってという話ではないのです。まず、市が法令を遵守して許可を出さなければならないのではないのですか。まずこれ重大かつ明白な瑕疵だと思いますから、違うのであれば、しっかり法的に根拠を示してください。これは間違いなく、重大かつ明白な瑕疵です。漁業権があって、そこで自分たちが種苗をまいて漁していることを知らなかったなんて話にならないのです。だから、しっかり法的な根拠を示して、明白かつ重大な瑕疵ではないという、そういう根拠を示してください。大変なことですよ。

**○産業港湾部参事**

我々が出した係船の許可でございますが、これについては法律に基づいて著しい、水域占用という意味でございますけれども、著しい支障がないということで許可してございますし、漁業権があるなしということは、漁業権があれば、それは例えば補償するとかという方法があるわけですから、漁業権のあるなしで……

(「補償ありき」と呼ぶ者あり)

いや、漁業権のあるなしで、許可をおろすおろさないということではないと思っております。

**○秋元委員**

いや、根拠を示してくださいという話なのです。法的な根拠を示してください。私はもうこれ違法ではないかという話をしているのです。漁業権を侵害しているのですよ、既に。

**○産業港湾部参事**

漁業権があるところでの工事というのは、我々もやっておりますし、それについては漁業権を確保するための方策といたしましうか、いろいろな方策があるわけですから、それをとるということで、その漁業権があるから許可が無効だということではないというふうに思っております。

(「全然言っていることがわかりません」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

秋元委員は今法的根拠を示してくださいということだったので、その点については触れていないと思うのですが、いかがですか。

**○産業港湾部参事**

法的根拠ということであれば、先ほどもお話しした港湾法第37条で著しく支障のないものについてはという規定がございますので、それが我々が考えている係船を許可したときの根拠でございます。

(「そうじゃない」と呼ぶ者あり)

(「漁業権の話しています、漁業権の話ですよ」と呼ぶ者あり)

(「質問の趣旨がわかっていないんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

**○産業港湾部参事**

今回の係船の許可については、漁業権ということではなくて……

(「私は係船環の話はしていませんよ。全ての許可と言っているのです」と呼ぶ者あり)

市で出している許可は、一つは係船環の設置許可と、それから係留の許可と浮き栈橋の許可の三つは水域に関して許可を出しているわけでございますけれども、それについてはどの項目も港湾法第37条によって判断して許可をしているということでございます。

(「漁業権の話をしているのに、していないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

秋元委員、非常に理解されていないようなので、もう一回趣旨について、質問の中身について詳しくお願いできませんか。

**○秋元委員**

今回の船が係留されている場所というのは、水面の占有許可をとってまず許可を出していますよね、水面を占有する許可。係船環だけをとって先ほど係船環の話をしていましたけれども、係船環をつけるということは泊められるということですよ。でも、あそこは漁業権があって漁師の皆さんが種苗をまいて漁をしていた場所なのです。でも、それを知らなかったのですよね。あの場所が、船を泊めている場所がその場所だと知らなかったと。それで、支障があるというのがわかっているのですよね。漁師の人たちも漁ができなくて困っていると言っていたのわかっているではないですか。これまさしく漁業権の侵害なのです。わからなくて許可しているのですから、それは無効なのです。漁業権の侵害をすることになりますから、違法なのですよ、無効なのですよ、だから。だから、それでもいいのだというのであれば、根拠を示してください。港湾法ではないですから、漁業権を侵害しているでしょうという話なのです。知らなかったというのですから。

**○産業港湾部参事**

水面占有についても、係船環の許可についても、あくまでこれは許可の判断基準は港湾法でございますし、市の港湾施設管理使用条例でございますし、漁業権については市の港湾施設管理使用条例ですとか港湾法の中で、そういう規定がないわけですから、それをまた漁業権は漁業権でまた別の法律でまた対応するということになると思います。

**○秋元委員**

だから、法的根拠を示してくださいと言っているのです。私、漁業権の話しているのですからね。その許可したことによって漁業権が侵害されているのです。

**○産業港湾部参事**

港湾法なり港湾施設管理使用条例についての中では、漁業権のことについての記載がない、ありませんので、我々は許可要件になってございませんので、許可をしているということでございます。

○秋元委員

そんなことが許されるのですか、だけれども。一方の港湾法に基づいて許可したら、ほかの漁業権侵害されていても仕方ないのではないですかという話です。そんなばかな話ありますかということです。だから、法的根拠を示してくださいと言っているのです。

○産業港湾部参事

ですから、漁業権について侵害をしているということであれば、これは何らかのまた別な法律によって、例えば補償だとかいろいろな方策があるわけですから、そういう形で対応していくと、していただくということになるのかというふうに思っています。

(「そんなのダメだって、ちゃんと誰かに聞いてきたほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

参事のほうで、今お答えになった部分と秋元委員の質問と若干食い違いが出ているものですから、秋元委員の質問の趣旨が正確に伝わっていないから、そういう答弁になっているのかなと思うのですけれども、その点について。どうですか、もし秋元委員の質問のその趣旨が理解できていないのか。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

秋元委員。

○秋元委員

ここで、今やりとりしていても結論が出ませんから、弁護士に聞くなり上級の官庁なりに聞くなり確認してくださいよ。何かそんな中途半端な答えされても、私は法的根拠を聞いているのですから。法的根拠、法に基づいて問題ないというのであれば、そういう法令を示して言ってくれば納得しますけれども。そういうものも示さないで、港湾法だけ取り出して問題ないのだと言っても、漁業権は侵害されていると私は言っているのですから。それが問題だと言っているのです。瑕疵ある行政行為だと言っているのですから、そうではないという、だから法律なりを引っ張り出して説明してくださいよ。

だから、早く聞いてきたほうがいいですよ。長くなりますから、ここでやりとりをしていても。

○産業港湾部参事

先ほど秋元委員からお話のあった水面占用と係船の許可ですけれども、これについてはあくまで我々はそれを許可する法律に基づいて港湾法なり港湾施設管理使用条例に基づいてそれは許可をしているわけですから……

(「いや、してないって」と呼ぶ者あり)

(「その法律だって怪しいっていう指摘」と呼ぶ者あり)

ですから、それが法律的な、法的な根拠ということでございます。

○秋元委員

では、確認しますが、港湾法では法的には違法ではなかったと。ところが違う法律で法に触れていたと、例えば漁業法とかいろいろとあるではないですか。触れていた場合、それでも問題ないということなのですね。確認しますよ、そういうことですよ。

○産業港湾部参事

それは、漁業法では漁業法に基づいて何らかの対応が必要になるかもしれませんが、基本的には支障がある、漁業権を侵害しているということであれば、それは一般的に船を動かすとかということも物理的な方法もあるかもしれませんが、金銭的な部分もありますし、いろいろな方策が考えられるのだろうというふうに思っています。

○秋元委員

だから、そんなことをわからないで許可してしまったら、ダメではないですかという話なのです。

### ○産業港湾部参事

ですから、漁業権を侵害しないようにしてくださいということで我々はお願いをしているわけでありますから、初めからそれを想定していたということでは決してございません。

### ○秋元委員

想定してではなくて、許可することによって、漁業権が侵害されたのではないですか。だから、事実と違うことを言っているのです。事実、昨年は漁ができなくて侵害されているのです。利益に反しているのですよ、漁業者の方たちの。そのことを何とも、問題ないと思っているのですか。そこの行政としてそういう考えでいいのですかということなのです。だから、それが間違いないのかどうなのか確認、委員長、確認してもらってくださいよ。大変なことですから、これ。

### ○委員長

今、参事は、いわゆる港湾法の関係と漁業権の関係については、それぞれ見解を示して根拠も示したということですよ。それで、秋元委員からは、本当にその法的根拠が正確なのかということをお聞きいただいているわけですが、それは間違いなくそういうことでいいという判断ですか。

### ○産業港湾部参事

水面占用の許可と係船環の許可については、港湾法なり市の港湾施設管理使用条例に基づいて許可をしたということでございます。

### ○秋元委員

確認させてくださいって。だめですよ、こんなの。

### ○産業港湾部次長

漁業権についてなのですけれども、まず漁業法の第6条の中で、定置漁業権とか区画漁業権、共同漁業権についての要は営む権利という形で位置づけられております。これで、先ほどから護岸のところには船を係留していることが漁業権の侵害に当たるかというところなのですけれども、あくまでも漁業権は漁業をする権利なので、漁業する行為に対しての侵害があれば漁業権侵害という形になりまして、ただ、船を泊めているだけでは漁業権侵害にはならない。

ただ、先ほど、秋元委員も御承知だと思いますけれども、実際に漁業者の方が漁をしようとしたときに、今までも少し問題になっておりますけれども、やはり船をどけてくれと。それがどけてくれ、どけてほしいということに対して、その事業者の方がどけなかった場合には、漁業権侵害だというより侵害になる可能性があるというふうになると思います。ですから、我々港湾室も事業者との中で、まず漁業権が設定されている以上、やはり漁業を営む権利を持っていますので、それに侵害に当たらないためにはどうすればいいかというところで、例えば先ほどウニのお話もありましたけれども、ウニの漁は5月中旬ぐらいから8月いっぱいの中で、朝早い時間、またその時期が終わりますとコンブもあると、逆にコンブになると午後からやるという形になるので、なかなか時間帯が合わない中でそういった事業者と漁業者がどういった調整、要は漁業をするので船をどけてくれないとか、そういったやりとりをきちんとやっていただくように、港湾室でお願いをしていると。

ただ、その中で、もし、昨年も見に行ったときにそういうことがあったというのを、漁業者もおっしゃっておりますけれども、そういったどけて漁業をやろうとしたときに、その船をどけていただかなかった場合には、漁業権侵害になる可能性があるというものになると考えております。

### ○秋元委員

だから、その侵害になる可能性があるきっかけを、原因を市がつくっているのです。これ話し合いも調わないままに許可したら、今言われたように、場合によっては、昨年なんかまさしくそうではないですか、侵害されているのですよ。何回よけてくれと言ってもよけてくれなかった。だから漁できなかったと言っているのです。今の話だ

と、侵害に当たる可能性があるということです。そのきっかけをつくっているのですから、それはおかしいのではないですかという話です。だから、その許可は無効になるのではないですか、瑕疵があるのではないですかという話です、どうですか。

**○産業港湾部参事**

今、次長からもお話がありましたけれども、我々はあくまで可能性があるから許可しないということではなくて、あくまで港湾法と港湾施設管理使用条例の中で、例えばその水域に著しい支障がないとか、今回そういう判断基準に基づいて、法的に許可をしたということでございます。

**○秋元委員**

では、もしこれ漁師の方が漁業権の侵害なんかで訴えた場合には、これ当然市の責任になりますよ、業者の責任というよりは。市が許可しているのですから、市がそうさせているのです。許可しなかったら、泊められないのですから。それを市がわかっている許可を出しているのですから、市の責任でいいですね。

**○産業港湾部参事**

侵害をしているのは事業者ですので、事業者到我々も何回もお話をしているわけですから、責任というかどうかはあれですけども、事業者に強く支障にならないように指導をしていくということになると思っています。

**○秋元委員**

そんな話し合いも調わないで許可するから、そういうことになるのです。だから、私は一度立ちどまって許可を取り消してやったらどうですかという話なのです。幾らそうやって言い張っても、結局きっかけつくっているのは市なのです。許可しなければ、あそこに泊められないのですから。漁師の人たちも普通に漁できるのですから。でも、話し合っ、いつからいつまでは泊めれますよ、いつからいつまでは泊めれませんよというのは、許可する前に話し合いの調う前に許可してしまっはだめなのです。

だから、3月31日で今回期限が切れますよね、一度。物揚場の使用ですか、登録ですか。これ切れますから、それ一回許可を出さない、申請されても出さなければいいではないですか。どうしてそういう判断ができないのですか。

**○産業港湾部参事**

今の中では、係船環についても係留についても、許可条件を満たしていれば、それは許可しなければならないということで、申請が出てくれば許可条件に基づいて判断していくということになりますので、現状では昨年と同じであれば許可条件を満たすというふうになると思っています。

**○秋元委員**

だから、私はそれが明白な瑕疵があると言っているのですよ、重大な。これはきょうではなくていいですから、法的にどうなのかしっかり弁護士に聞いてきてくださいよ。市が出した許可によって、一方の権利を侵害するようなこういう行為というのは、許可というのは違法ではないのかという確認をしてくださいよ。

それで、きのうも何回も聞きましたけれども、なぜ市が粘り強くその説得するのかがわからないのです。粘り強く説得する必要なんか無いのです。粘り強くやるということは、相手が、事業者側が指導に従わないから粘り強くという話なのですよね。粘り強く指導すると言ったではないですか。それは相手が従わないから粘り強く指導することなのですよ。もう一回聞きます。

**○産業港湾部参事**

一回で指導に従えば、粘り強く指導することにならないというふうに思っています。

**○秋元委員**

だから、回数を見ても、市が言っているこれ違法状態ではないですか、だって。矛盾しているのですよ、言っていること。それを皆さんが認めないで、何とか許可しよう何とか許可しようと言うから、何かあるのではないかな

と思うのです。何かあるのですか、許可しなければならない何かあるのですか、特別な理由。不思議でならないのです。そこまで何か条例の解釈とかも、これまでも何回もほかの委員からもありましたけれども、ただしてきました。でも、全く理解ができない。きょうの答弁も何だか要領を得ないし。そういうのを見ていると、何か特別な理由があるのではないかなと思われまますよ。参事、何か特別な理由があるのですか、許可しなければならない。お聞かせください。

#### ○産業港湾部参事

事業所から申請があって、法律に基づいて判断をしていく中で、許可できないということにはそういう要件がないものですから、許可をしているということでございます。

#### ○秋元委員

でも、今回の高島の事業者の件は、これ特例をつくってしまったのです。今までこんなケースはないと自分たち言っていたではないですか。こんなに指導に従わないことなんか初めてだと、過去にないのですと。何でこんな特別な例をつくってしまうのですか。だから不思議でならないのです。今までどおり毅然とした態度で、違法行為があるのだったら許可しなければいいのです。指導に従わなければ許可しなければいいのです。それを許可してしまうからおかしな話なのです。先ほどから言っている許可の内容もおかしいし、これ全くいろいろ調べても、これ明白な小樽市の瑕疵ですよ、どう調べても。条件の件も期限の件も。

先ほど漁業権の話は港湾法と余り関係ないという話をしましたけれども、では何でいろいろな許可に条件として漁業の支障にならないようにと入っているのですか、これ。別に港湾法に基づいて漁業権が関係ないのであれば、そんなこと書かなくてもいいではないですか、条件に。何でこれ漁業のことも盛り込まなければならないのですか。そんなの考えなくてもいいのではないですか、そもそも。

#### ○（産業港湾）港湾室長

許可条件の中に漁業活動に支障がないようにということで、使用に当たっての記述がございますけれども、これにつきましては、先ほど参事からも答弁させていただいておりますが、あくまでも私どもの許可にかかわりましては、港湾法の第37条の規定から著しい支障がないという判断がありまして、許可したものでございます。その中に漁業権についての取り扱いについての記述がございませぬし、私どもはこの第37条で著しい支障があるというふうには考えておりませんが、そこで私どもはこの護岸なり係船環を使用するに当たって、いわゆる漁業活動に支障が起らないように配慮してくださいという趣旨で、この許可条件の中に加えさせていただいている項目でございますので、御理解願います。

#### ○秋元委員

やはり何かおかしいのです。どう聞いても理解できない。港湾法にのっとって許可するといいますが、著しい支障がないといいますがけれども、それは状況だけのことを言っているのではなくて、例えば許可することによって、ほかの法を犯すようなこと、そんな許可はあり得ないでしょう、どうですか。ほかの法律を犯すような可能性というのはあり得ないですよ。一つの許可を出して、もしかしたらこちらの法律を侵害するかもしれない、そんな許可は、そういう許可の出し方はあるのですか。

#### ○（産業港湾）港湾室長

私どもの許可に当たりまして、確かに明白に他の法律に違反もしくは違反するおそれがある、そういったことを承知していれば、許可することはできないものと考えますけれども、今般の件、私どもの現在行っております許可関係につきましては、他の法令等に違反するものでないという考えのもとで、港湾法の第37条の規定に則して許可したものでございます。

#### ○秋元委員

先ほど次長が言っていたのは、侵害する可能性があるという話ではないですか。漁業権を侵害する可能性がある

と、漁業権のこれを調べたのですか、では。漁業権を侵害する可能性がないかどうか、知らなかったのだから調べていないですね。調べているわけないのです。おかしいのですよ、だから、そもそもが。きちんと調べてから許可したのですか、ほかの法令なども。

○（産業港湾）港湾室長

1 点、先ほど課長が知らなかったという話をした際に、その前提は何について知らなかったかと言いますと、護岸に付着しているというのですかね、護岸についているウニとかアワビをその護岸のところで採取するという漁業活動を、その護岸のところでやっているということについては知らなかったと。ですから、私ども当然漁港区の中もさることながら、小樽港内至るところに漁業権があるということで、至るところで当然漁業をする権利を有するということは存じ上げております。ただ、その場所で漁業活動を行っているということについては、知らなかったということでございます。

それで、まず、そういうことを前提といたしまして、先ほどの漁業法、これ当然、漁業権があるということを私どもわかってございますので、許可に当たって漁業権があるところに船を泊めてはいけませんとか、そういう工作物をつくってはいけませんということは、港湾法上、明記はされておられません。それを、どう私どもが運用しているかという、先ほどの港湾法第37条の規定によって判断しているということで御理解いただきたいと思っております。

○秋元委員

めちゃくちゃなのですよ、言っていることが。全く理解できません。だから、調べたのですかという話なのです。あそこで漁をしているということを知らなかったという話でしょう、結局。壁についているとかそんなことではないのです。要するにあそこで漁をしているということを知らなかったという話でしょう。調べていないのです。だから、それはだめではないですかという話ではないですか。

○（産業港湾）港湾室長

具体的に許可する前に、この間にお話があったときに、別段調べるまでもなく、漁港区の中で漁をやったり種苗をまいたりということは存じ上げておりました。

○秋元委員

いや、だから先ほど許可する前に、関係法令、いろいろな法令に抵触しないか調べると言っていたのではないですか。でも今回調べていないのではないですか。だからおかしいのですよね。おかしいのですよ、そもそも。だから、やはり瑕疵がある行政行為なのですよ、何ぼ言っても。矛盾しているのですよ、言っていること。だから、許可はこれ公定力がないものなのですよ。だから、そこを確認してくださいと言っているのです。今ここでやりとりをしていてもだめですから、確認してくださいよ。委員長、確認させてくださいって。

○（産業港湾）港湾室長

先ほど私も答弁させていただきましたけれども、明らかに抵触するような法律があれば、まずそれをどういう法律の内容に抵触するのか調査はいたします。しかし、私ども、これまでの港湾法に基づく、いわゆる許可関係につきましては、あくまでも港湾法だけで判断してございまして、当然、漁業法につきましてもそれなりに漁業法の規定していることは存じ上げてはいるつもりでございますけれども、私どもこれまでも本件に限らずですが、全て港湾法に基づいて判断してきまして、そして先ほど参事からも答弁させていただいておりますけれども、国の港湾工事にしろ、市が行う港湾工事にしろ、埋め立てですとか工作物つくるときには、やはり港湾法には書いてございせんが、国にしろ市にしろ漁業権に配慮いたしまして、漁業活動に、先ほどの許可条件のところを書いてあったことではありますけれども、漁業活動に支障がないように工事を行ったり、使用に当たっては配慮するというところで運用しておりますので、私どもそういったことにつきまして、今、委員に御理解いただけないようでございますので、私どもやはり委員御指摘のように、後日何らかの形で弁護士に聞くのか、国に聞くのか、それにつきましては誰に聞くのかわかりませんが、一定の判断材料を持って、どのように私どもの判断が正当なのかどうか、

まずその辺のところを一度確認させていただきたいと思います。

**○秋元委員**

やはりだめです。もう一回しっかり、今調べてください。明らかに抵触する法律があれば調べると言っているのですけれども、先ほど要するにそこが漁場として、漁場になっているということを知らなかったのですから、思いもよらなかったのですよ。だから、知らなかったのですよ。調べていないのですよ。だから、調べてください。委員長、調べさせてくださいよ。これ、大変なことですよ。

**○産業港湾部参事**

漁場であることを知らなかったということではなくて、あそこ……

（「言ってたでしょう」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

いや、知らなかったと先ほど言ったのは、あくまで船が着く護岸のところにウニがいたとかアワビがあるということは知らなかったということで……

（「知らなかったでしょう」と呼ぶ者あり）

いや、ですから、それについては、船を動かすなりすれば、それは対応できるわけですから、そういう意味で、我々は許可をしているということでございますので。

（「だめです。そんな行政行為許されないのですって」と呼ぶ者あり）

**○委員長**

秋元委員から、今調べてもらいたいという話なのですが、一応、港湾室の回答は法律には違反していないと、その根拠についてはもう一度調べてお話しするという回答があったというふうに思うのですけれども、その点についてはよろしいですか。

（「いや、だめです。委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

秋元委員。

**○秋元委員**

まず、いろいろな許可が3月31日までなのです。今回の定例会は22日で一応閉じることになっています。でも、これは議会でなければ、公の場でこういう議論はできないわけですよ、特別なことがない限り。それなのに、今そんな答弁されていたのでは、だめです。先ほど次長がもしかしたら漁業権侵害する可能性はあると言っているのですから。可能性があるのだったら、可能性がないように調べなければだめではないですか。現状では漁業権は侵害していませんという結論出して答弁してくださいよ。

**○産業港湾部次長**

私が先ほど発言したことなのですが、漁業権があるところに船を泊めただけでは漁業権侵害にはならない。要は、その漁業の行為ですよね、行為をするに当たって、妨げになるようなことがあれば漁業権侵害になるということなので、ただ、今例えばその漁業権があって、それは例えば港湾の中でも港の中にも漁業権があるところがあって、船は普通に泊めています。要は、その違いはというのは、やはり漁業権はあるけれども、漁業しているかどうかの違いだと思っております。今回の高島の袖護岸のところは、実際には漁業権があって、漁業者も漁業していると。ただ、船を泊めているだけでは、実際には漁業権侵害には当たらない。そして、漁業するときにはやはりその船はどけてくれと言ってもどけてくれなかった場合には、ただそれが直ちにすぐ漁業権侵害だというふうにはならないと思うのです。実際やはり手続の法律がありますので。ですから、私は漁業権侵害に当たるかもしれないという言葉を使わせてもらいましたが、済みません、繰り返しになりますけれども、漁業権があるところに、船をただ泊めているだけでは、漁業権侵害にはならないというふうに考えております。

○秋元委員

いや、そうではなくて、もう既に昨年は漁ができなかったわけです。参事も港湾室の人たちも昨年一緒に視察に行ったときに、漁師の人たちがそういう話をしたのはわかっているではないですか。それわかっているのに、今の次長の話だと、船を泊めているだけでは侵害になるかわからないと。実際行為として漁師の人たちが漁ができなければ侵害に当たるかもしれない、まさしく侵害されているのですって、昨年は。だから、その許可は無効なのですよという話なのです。

だから、幾らここで押し問答をしても私は理解できませんから、だからきちんと根拠を示して、それは全く法に抵触していませんよと、そういう根拠を示してくださいという話なのです。

○委員長

先ほどの議事進行と同じような今質問の趣旨だったと思うのですけれども。

(「今のは議事進行ではないです、質問です」と呼ぶ者あり)

いやいや、先ほどの議事進行に対して、私の見解をまだ述べていないのですけれども。先ほど来、要は秋元委員は理解されないということで、私も何回も質問を繰り返しています。説明員からは、法には違反していないという見解は一応示されているということで、これに対して結局疑義のあるところは、もう一回調べて秋元委員に返すというその答弁を受けて、秋元委員は議事が進められないということなのですか。

○秋元委員

そうです。

○委員長

私は、秋元委員の質問に対しては、不本意な答えだったとは思いますがけれども、一応答えとして返っているのです、その結果、結論についても一応そういうことを求めて、そういうことも考えますという答えが返ってきているので、できれば議事を進めていただければと思うのですけれども。

○秋元委員

万が一、問題があった場合、これは非常に問題がある前例をつくるわけですから、その覚悟は持ったほうがいいですよ、大変な問題ですからね。私は瑕疵ある行政行為だと言っているのですから。それで、片や自分たちが許可した行政行為において、もしかしたらもう一つの、もう一方の法に触れるかもしれないということをわからないで許可してしまっているのですから。だから、私は調べてくださいと言っているのですけれども、調べないのですから、わかりましたが、後でいいのですけれども、これは大変な問題だと私は思います。全くこの許可なんかあり得ないというふうに思います。

質問に移しますけれども、まず、事業者が陸域で、今、営業状態はどういうふうになっているのか、お聞かせください。

○(産業港湾)管理課長

陸域での営業状況、いわゆる飲食店とか物販の関係ですけれども、現在そういう業務は行われていない状況にあります。

○秋元委員

これまず、営業許可が出た日にち、もしわかれば、許可日と、営業していない理由はどういう理由なのですか。

○(産業港湾)管理課長

営業許可については、保健所で食品衛生法に基づく営業許可申請に基づいて許可しているものですが、保健所に確認したところ、許可日が昨年、平成28年11月29日というふうに聞いております。それと、営業していない理由についてですけれども、事業者は4月上旬から11月上旬だったと思うのですが、その間は通常営業しておりますけれども、それ以降の期間については予約が入ってからの営業だというふうに聞いておりますので、現在のとこ

ろそういう予約が入っていないのでやられていないのだというふうに認識しております。

○秋元委員

予約というのは、それ何の予約なのか、そもそも。

○（産業港湾）管理課長

飲食物販の営業だというふうに認識しております。

（発言する者あり）

○秋元委員

若干わからなくもないですけども、物販の予約とは何なのか。だから、おかしいというのです。そもそも、先ほど来出ている分区条例のこの解釈が、私も最初の答弁から何かおかしいと思っていて、だから、拡大解釈だ、解釈がおかしいのではないかと言ってきました。きのうもそれで市長との話で、予算特別委員会の議論が一回とまりましたけれども、やはり解釈が私たちと全く違うのです。要するにこの分区条例で限定列挙している建物に従事する人たち、またその利用者のためであれば、何でそんな予約とか必要なのですか。全くおかしな話ですよ。これ、全然違うではないですか、目的が。そう思わないですか、どうですか。

○産業港湾部参事

事業計画では、4月上旬から11月下旬までは営業するというので、食材も準備しなければならないでしょうし、常時従業員も雇わなければならないでしょうし、そういうことにはならないので、予約のときだけ店をあける、飲食店をやるという事業計画だと思っております。

○秋元委員

それなら、この分区条例の別表第3第12号に該当しないのではないですか。これは事業者が言われているように、やはり観光船事業なのです。それを市が勝手に、その従事する人や利用者のためだなどと言い出すから、おかしな話になるのです。だから、私は前から言っているとおり、分区条例の、市長が特別に許可するものだというのだつたらわかりますよ、まだ理由は。だけれども、その別表第3第12号だと言い出すから、おかしな話になるのです。これ全然おかしいと思わないですか。漁業者の人たち、またはそういう施設で働いている人たち、またその施設を利用している人たちが、行こうと思っても、予約しなければいけないなんて、そんなばかな話ないですよ。どうですか。

○産業港湾部参事

冬期間は営業しないという事業計画ですので、利用する場合は、予約というか申し込みをしていただかないと、先ほど言ったとおり食材ですとか従業員も準備できないわけですから、常時営業とは利用計画上なっていないということです。

○秋元委員

先ほどもどなたか質問していましたけれども、この陸域での事業というのは、主たる目的は何のためなのか、この建物の目的というのは。

○産業港湾部参事

建物については、飲食・物販をやるということで、向こうからも確認しております。

○秋元委員

誰のためなのかという話なのです。

○産業港湾部参事

先ほどもお答えしましたがけれども、漁業関係者等の利用が6割というふうに確認申請の際に、向こうから文書が出されてございます。

### ○秋元委員

昨年の第 3 回定例会の私の一般質問に対する市長答弁で、「建築物は観光船利用者だけではなく、地元の漁業関係者が利用できることから」と言っているのです。観光船利用者が主たる目的なのですよ、そもそもが。そういう答弁なのです。それならわかりますよ、予約しなければ使えないとか。それはわかるのです。でもそれが、要するに限定列挙している建物で働いている人たち、その利用者のためだと言い出すからおかしな話なのです。これ、どうですか、おかしいと思わないですか。

### ○産業港湾部参事

第 3 回定例会のときの市長からのお答えの際には、観光船利用者のみが使うということではなくて、漁業関係者、これは具体的にいうと 1 号から 11 号の方々ですけれども、これは使えるということで市長から答弁したところでございますし、今回、我々も秋元委員がおっしゃるとおり、この建物の利用者について疑義がありましたので、事業者、この利用者の内訳について確認したところ、漁業関係者が 6 割を使う施設だということで建築指導課に文書が提出されておりますので、第 1 号から第 11 号に該当するというところで判断したところでございます。

### ○秋元委員

でも、使われ方が、この間は船の倉庫として船入れていましたよね。それが問題になって今は移動しましたということですけども、そもそも観光客の人たちが目的なのですよ、どう考えても。それをなぜ市が業者側のその辺をおもんばかって、何か違うことを言い出すのかなと思うのです。実態は合わないですよ、分区条例に照らしても、実際の使われ方を見ても。予約制だとかと言い出すことも、実態と全然その条例の許可した中身と合っていないのです。

(「金でももらっているんじゃないのか」と呼ぶ者あり)

おかしいと思わないのですか。なぜだから営業しないのですかとかと、そういう話とかしないのですか。予約しなければだめなのだった時点で、それはもうそこで働いている人たちのためではないという、そういう考え方にならないのですかね。どうですか。

### ○産業港湾部参事

予約しなければならないということが、第 12 号の趣旨に合わないということではないといいたまいますか、予約は予約と、これは必要なわけですから、我々ふだんどこかへ行くときには予約をしていくというのは常なわけですし、決してそれが何ていうのか、今の趣旨と合わないわけではございませんし、我々はその事業者を確認しているわけですから、どういう形で使われるのかと。それで 6 割が使うということで回答があるわけですから、それを例えばそれが虚偽だとかという判断にはならないというふうに思っております。

### ○秋元委員

実態と合っていないのですよ、だって。誰が聞いても実態と合っていないではないですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

それなぜ事業者側の立場に立って、何とか許可も許可条件を満たすような話になっていくのかというのが不思議でならないのです、どう考えても。だから、何かあるのですかという話になるのです。無理にそうしなければならない話、何かあるのですかという話なのですよ。本当、疑われますよ、そんなことをずっと続けていたら。ましてや、指導だって 16 回も指導されているのです。こんな特別な例をつくってどうするのですか。

事業者の方からも私よく話を聞きましたけれども、ほかにもそんなところたくさんあるのだと、私たちに言っていましたけれどもね。そうやって言われているのではないですか。だから、何で私はだめなのだと、そういう話になるのではないですか。何回も私たち言われていますから、事業者の方に、ほかにもいっぱいそんなところあるのだと。違法、違反のところなんていっぱいあるのだと。何でほかをやらなくて、俺らのところだけそうやってやるのだと言っていますよ。皆さんも多分言われていると思います。何かそこであるのですかという話なのです。許可

しなければならない。もうだつてとつくに許可取り消しになってもいい条件が整っているのですよ、全て。そうではないですか、許可条件にだつて反しているものたくさんあるのですから。それなのに、いまだに許可もそのままですよ。また新たに許可しようとしている。いまだに車どめを交換していないのですよね、今月中と言っていますけれども。

なぜそういう指導に従わないのですか。当初 5 月から私たち言っていましたよ、まあ 9 月か、正式には。でも、5 月からそういう状況が続いていたのです。

ほかの事業者の方は、そんなことあり得ないでしょう。あり得ないのです。1 回指導して、1 回指導されたら指導に従うのですよ、事業者は。でも従わないから、何回も粘り強くやってきたわけですよ。だから、おかしいと言っているのです。そんなもの許可に、指導に従わないのだったら、許可しなければいいだけの話なのに、何とか許可条件に合うようにしてもらおうということ自体が、私は何かおかしい話だなと思います。

まずその 1 点聞いて、あとは先ほどの法的な根拠を後でしっかり示してください。

それで、きのうも言いましたけれども、コンプライアンス委員会から通報事実ありと言われたらどうします。これ、人事のときと同じなのですよ、全く。人事のことでコンプライアンス委員会に公益通報ありましたよ。通報事実ありと言われたのです。これ今回の高島の件で、そう言われたらどうします。今までさんざん議会ではおかしいと言っていたのです。それをおかしくないと言い通してきたのです、違法ではないと言い通してきたのです。でも、コンプライアンス委員会から間違っていますよ、是正してくださいと指摘があれば、きのうの予算特別委員会での指導に従うと答弁していましたけれども、なぜそこまで行かないと変えられないのかという話なのです。

だから私は、3 月 31 日で許可が切れるのですから、いろいろな許可が。だから、1 回立ちどまって、しっかり組合とも話し合って、話が折り合った時点で、もう一回許可を出すのかどうなのかという判断をしたほうが、私は賢明だと思いますよ。もう一回答弁聞いて終わります。

#### ○産業港湾部参事

許可については、あくまでいろいろな法律に照らし合わせて、要件を満たしていたから許可したものでございます。今後についても、今の要件を満たすようであれば、それは許可をせざるを得ないというふうに思っておりますし、それからコンプラについては、コンプラから何かあれば、その指摘に対して対応したいというふうに思っております。それと、法律についても、後ほど調べて御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 37 分

再開 午後 3 時 58 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

---

#### ○小貫委員

##### ◎農業委員会の定数等に関する専決処分について

それでは最初に、議案にかかわって聞きますけれども、報告から。専決処分報告の小樽市農業委員会委員の定数

等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、農業委員会は農地の権利移動、転用などに許認可の権限を持つ行政機関ですけれども、地域で今課題となっている農地の集積、利用調整を進める上でも、所有者、利用者相互の理解と協力、信頼関係と合意が不可欠であり、本来農業者の構成委員が多数を占める農業委員会こそふさわしい組織だと考えています。

ところが、法律が変わってしまって、公選制が廃止になったと。首長の任命制に変わったのですけれども、小樽市の農業委員会として、平成28年度小樽市農業施策に関する建議書において、農業委員の公選制の機能維持について、公選制の機能維持が農業委員会業務の推進に不可欠ですと、農業委員会業務の適正かつ公正な推進を行うことを基本として、新たな農業委員を選出する仕組みには、地域・農業者の声を十分に反映できるよう公選制と同様な代表制を担保する仕組みが必要でありますと、こういうふうに建議しているのですけれども、まずこの建議の法的位置づけがどのようなものなのか、説明していただきたいと思います。

あわせて、法律改正後の建議の位置づけについても説明してください。

**○（産業港湾）農政課長**

建議の法的位置づけにつきましては、改正前の農業委員会等に関する法律で、農業委員会は農業者の公的代表機関として農業者や地域農業の進むべき方向とその実現のために行政庁に対し意見を上申することができると規定されておりました。また、改正後の法律における建議の位置づけであります。建議は農業委員会の法令業務からは除かれましたが、行政庁などへの意見の申し出については、法的根拠がなくても行えることとなりました。

**○小貫委員**

要は、法令上の根拠をなくしてしまったという問題だと思うのですけれども、それで平成28年度の建議書にあるその代表制について説明するとともに、小樽市においても導入する予定があるのかお答えください。

**○（産業港湾）農政課長**

建議にある代表制につきましては、これまで農業委員会は選挙により地域農業者から選ばれた代表として地域の信任を得たため、代表制と呼ばれていました。新たな選任方法については、公募となり、応募や推薦による募集の手続を行った上で結果を公表し、それを尊重することとなりました。そこで、地域の方や農業協同組合、農業共済組合に積極的に農業委員候補者の推薦をしていただくことにより、地域の代表という側面を確保していきたいと考えております。

**○小貫委員**

農業委員会等に関する法律では、農業委員の条件として議会推薦枠がなくなってしまったということなのですが、そこで少し疑問になるのが、農業委員会で議決される、要はいろいろ決まることというのが、市議会で議決の対象になっているかどうか、この辺はいかがでしょうか。

**○（産業港湾）農政課長**

農業委員会は一つの行政機関、行政委員会でございますので、委員会として決定する内容については、市の議会での議決対象とはなっておりません。

**○小貫委員**

そういう話なのですが、市民からやはり選挙で選出された議員というのが、農業委員会での議論に参加できるように議員枠の確保を今後もやはりつくっていただきたいのですけれども、それについてどうでしょうか、お答えください。

**○（産業港湾）農政課長**

議員が農業委員会の議論に参加できるよう、議員枠の確保を求めることについての見解につきましては、今までは農業委員会法により市議会が推薦した2名の議員が選任されていましたが、法の改正後、全て公募によることとなり、議員推薦枠は委員のおっしゃるとおりなくなりました。このことから、改めて法に定めのない市議会議員の

枠を独自に設けることはできないものと考えており、市議会議員におかれましても公募制のもとで応募していただくことになるものであります。

◎議案第41号について

○小貫委員

続いて、議案第41号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案に移りたいと思います。

説明にもありましたけれども、港則法の改正が理由になっています。もう少し詳しく、その法律の改正の内容について説明してください。

○（産業港湾）管理課長

港則法の改正の内容なのですが、港則法の第3条第1項に、船舶の定義を記しているものなのですが、この第3条に、改正前の法律では、「この法律において、「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し」という条文があるのですが、このたびの改正で、この法律において、「雑種船」という部分が名称が「汽艇等」という形に改められました。さらに、「汽艇等」とは汽艇（総トン数で20トン未満の汽船をいう。）という形で、名称の変更とその船舶の対象範囲ですね、総トン数が明確になったということで変更になっております。

○小貫委員

それで、その道内のほかの重要港湾がどうなっているのかということなのですが、港則法改正に応じた条例改正を行っているのかどうか、主な重要港湾の状況を示してください。

○（産業港湾）管理課長

北海道内の重要港湾に限って調べたところ、まず函館市、釧路市、室蘭市、苫小牧市の条例を調べたところ、小樽市のように条例の中でこの船舶の定義づけしているというものが特に書かれてございませんで、係留施設使用料については、1日につきですとか1カ月につきですとか、1年につきとかというその使用期間に対して総トン数のみで係留使用料を設定している形になっておりますので、今回の改正に伴って船舶等による定義というものは条例には示されていないので、その辺で改正になっているというのは考えておりません。

○小貫委員

それで、他都市は要はトン数で分けをしているという話だったのですが、それだったらば、なぜ小樽市の小樽港の場合、港内業務船という枠を設けるのか、この理由を示してください。

○（産業港湾）管理課長

現行の港湾施設管理使用条例の第2条の中で、船舶の定義というものが港則法の第3条第1項の定義を利用しているものですから、法律の改正に伴って、それがなくなったということで名称を変更したということでありませんで。

○小貫委員

それだったらば、例えば他都市のようにトン数に応じて利用料金を定めるという方法もとれたと思うのですが、なぜそういう方法をとらないで、今回こういった新たな定義づけをしたのかということころは、どうなのですか。

○（産業港湾）管理課長

その辺のところについては、他港も総トン数の分けが港によって刻み方が少し違ったりとかしているもので、小樽港ではどういった形で分けをしていいかという議論も今後検討することが必要だと思ひまして、その辺の整理がされる時間もなく、今回間に合わなかつたような形になっております。

○小貫委員

それで、港則法上、今度20トン未満が汽艇というふうになるということだったのですが、小樽港の20トン以上30トン未満の船舶の数について説明してください。

○（産業港湾）管理課長

平成25年度までさかのぼって調べたのですけれども、いわゆる今まで雑種船という扱いで係留使用料を取っていたものについてですが、25年度で20トン未満で年間3隻、30トン以上で5隻になります。20トン以上30トン未満という船舶については利用されていない状況になります。26年度につきましては、20トン未満の雑種船で5隻、同じく20トン以上30トン未満については利用がございません。30トン以上については3隻です。27年度になりますと、20トン未満の船舶で9隻、20トン以上30トン未満はこれもございません。30トン以上については5隻、はしけが1隻ございます。28年度につきましては、今時点の数字になりますけれども、20トン未満が2隻、20トン以上30トン未満という船舶の利用はなく、30トン以上で3隻という形になっております。

○小貫委員

そうなる、なぜわざわざない部分の汽艇をつくるのかというのは大変疑問なのですけれども、汽艇という項目だと20トン未満をカバーできますよという話で、つくらなくても構いませんよという話になると思うのですが、20トン以上30トン未満がないということになれば、20トン以上という区分けでも話は通ると思うのですけれども、なぜわざわざつくらなければいけないのか、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）管理課長

港内で業務をする船舶で、平成27年度にございました事例で御説明いたしますけれども、ケーソンをつくるために若竹にある物揚場に係留していたのですが、そういう港湾業務にかかわる業務船ですと、やはり期間が長期間になるということがございまして、当時は平成27年5月26日から平成27年7月17日と約2カ月間係留していたわけなのですが、これが当時の使用料で2カ月分として使用料は7,128円という形でいただいているのですけれども、これが今港則法の改正に伴いまして20トン以上という形になりますと、通常に係留施設使用料と同様に、係留時間とあと総トン数に必要な単価を掛けて算出されるわけなのですが、当時2カ月使用していたことで時間を算出しますと、1,243.3時間という使用時間になるわけなのですけれども、それでいきますと1トン当たりの単価が628.17円でございます。その当時に係留していた船舶、いわゆるケーソンをつくる台船が総トン数で407トンございまして、それを係留使用時間に見合った単価を掛けますと、使用料が25万5,665円という形になります。

港内の業務に来ているということもございまして、いわゆる通常の船舶というか貨物船とかフェリーですと、比較的短い、例えば半日とか24時間とか短い時間で荷役だとかを終えて出港しますので、その辺は利用される方にはさほど負担にはならないかというふうには考えていますけれども、このように工事に伴って長期間利用されることになる、やはりかなり費用の負担が大きいかということもありましたので、これまでどおりのというか、対応を図るために、こういった形で港内業務船という名称の変更だけにとどめたところでございます。

○小貫委員

ただ、ケーソンの関係でいくと、どの港でも似たようなことというのが出てくると思うのですけれども、他港の場合は、そういった港内業務船という定めはないのだという話でしたから、他港はそうしたらどうやって対応していたのですか、減免か何かで対応していたのですか。

○（産業港湾）管理課長

他港の料金の扱い方についてなのですけれども、減免されているかどうかまでは確認できておりません。

○小貫委員

それで、もう一つ不明なのが、条例案にはそもそも定義づけが、港内業務船とは一体何かという定義づけが少し不足しているかと思うのですが、これについては今ケーソンの話が出てきましたけれども、業務船の定義づけというのはどのようにされているのですか。

○（産業港湾）管理課長

港内業務船の定義づけについてなのですけれども、小樽の要は港湾区域内で専ら港湾の業務に従事する船舶とい

うふうに考えております。

○小貫委員

それは、条例上定めてあるのか、それとも規則か何かで定めているのか、その辺はいかがなのですか。

○（産業港湾）管理課長

本日提出しています資料 6 の新旧対照表にも書かれているとおり、小樽市港湾施設管理使用条例第 2 条第 4 号では、港内業務船とは、港則法第 3 条第 1 項に規定する汽艇、はしけ、その他専ら港湾の業務に従事する船舶をいうということです。条例で定義づけているという形になります。

○小貫委員

その定義づけだと定義といえるのかという部分で質問したのですけれども、まあわかりました。次に行きます。

◎商業者動向調査について

商業者動向調査の関係に行きたいと思います。

いろいろ説明があったのですが、資料 1 の 11 ページに店を閉めたいと考えていると回答した理由について、それへの対策についてですけれども、行政としてどのようなことが可能だと考えているのか、また、そのことを実施しているかどうかをお聞きしたいのですが、まず、商店街の部分で売上げの減少という理由がトップに上がっています。これについていかがでしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

売上げの減少に対する対策ということでございますが、現在も商店街等の売上げを上げるために集客力を向上させるということが一つありまして、商店街や商店会、それから市場などがみずから企画して実施する事業に対しまして、にぎわう商店街づくり支援事業ですとか、あるいは商店街活性化支援事業という補助メニューを用意しまして、これを活用して実施していただいているところでございます。

○小貫委員

同じく 2 番目が、経営者の高齢化についてなのですけれども、これも同じく行政としてどのようなことが可能で実施しているのか説明してください。

○（産業港湾）山本主幹

経営者の高齢化につきましても、大変重要な課題であると認識はしております。実際に商店街や市場におきましても、その担い手不足というようなことによりまして、イベントをなかなか実施できないですとか、そういったことにつながることによって、商店街の活力の低下にもつながるということなものですから、これについてはやはり大きな課題として取り組まなければいけないと思うのですが、なかなか即効性も難しいという部分もありまして、結果的には経営者が高齢化して、その後どう判断されるかということにもよるので、例えば経営者が店舗を畳むというような場合であれば、空き店舗になってしまいますから、そうなったときには市でもあきんど塾などを実施しておりますので、そういった経営塾なりに参加していただいた方の中から、新たに起業家に結びつけていただくような形での補助制度なども用意しながら、支援をさせていただいているというようなところもございます。

○小貫委員

多分、次の項目ともダブると思うのですけれども、結局その次の答えが後継者不足ということで、これについても同様に説明してください。

○（産業港湾）山本主幹

先ほど御質問のありました経営者の高齢化と後継者不足ということで、非常に関連する部分かと思ひまして、もちろんこれも本当に重要な課題だと思います。行政として、どこまで後継者問題にかかわれるのかということについては、非常にこれから引き続き研究していかなければいけないのですけれども、例えばもし事業承継するといった場合に、設備改善だとか例えばソフト面の支援だとか、こういった部分の支援があればそういったことが可能な

のかとか、そういったことを含めて課題について引き続き研究していきたいと思っているところでございます。

あわせて先ほどの商業起業者定住促進事業ですとか空き店舗対策支援なども使いながら、支援については引き続きやっていきたいと思っています。

○小貫委員

次に店舗の老朽化なのですけれども、これについても説明してください。

○（産業港湾）山本主幹

店舗の老朽化ということで、ここでもやはり回答の中でも出されておりますが、直接的に現在、既存店舗の老朽化に対する補助メニューというのは特にはございませんけれども、市の融資制度であります設備総合資金の活用なども可能かというふうには考えているところであります。

○小貫委員

ここを取り上げた問題は、今、陳情で「店舗リフォーム助成」条例制定方についてが上がっています。その経営者の高齢化だとか、後継者不足は、なかなか行政として手のつけられる部分では難しい部分ではあるとは思いますが、店舗を閉めたいと回答した理由の4番目の、店舗の老朽化に関しては、行政の何かしらの支援で応えることができるのではないかなと私は考えていますが、これについてはいかがですか。

○（産業港湾）山本主幹

店舗の老朽化、店舗リフォーム助成ということで以前から御議論いただいておりますけれども、店舗の老朽化ということも一つあるのですが、あわせて先ほどの御質問でもありました後継者の問題ですとか、そういったいろいろな要素が絡み合う中で、この問題も一つ存在しているというふうには思っているところもでございます。そういった中で、どういった支援が本当に効果的かという部分については、引き続き今回の調査も踏まえながら、研究していきたいと考えているところでございます。

○小貫委員

それで、同じく11ページの（3）に、経営上の対策について幾つか回答が挙げられてはいますが、これについても行政として対応していることは何か説明してください。

○（産業港湾）山本主幹

各個店経営上の対策という質問でございますが、これにつきましては、各個店に直接という形での支援にはなっておりませんが、例えば接客向上などサービスをよくするというようなことについては、商店街活性化支援事業というメニューがあるので、その中でアドバイザーを派遣して、実際に講演会などでこういったおもてなしサービスをするということも、昨年、小樽市商店街振興組合連合会の女性部が主催する講演会として行ったりしているところでございます。こういった中で、市の助成金を活用しながら、おもてなし向上に向けた取り組みをしていただいている部分があります。

あと、販路拡大とか新商品開発ですとか、そういった部分の拡大・強化するという部分もあるのですが、直接的とはいえませんが、商店街のいろいろなイベントですとか、商店街が連携して行う横断的なイベントなども幾つか行われていますので、そういった中では広い意味で集客を図りながら販路の拡大にも貢献しているのかなというふうには思っているところであります。

○小貫委員

それで、市長の公約との関係で、選挙中配られたものだと、最後のほんのこれだけが経済の問題なのですよね。説明すると時間がなくなるのでしませんけれども、予算特別委員会の中では、この公約との関係で、中小零細企業への大きな助成支援とは何なのだという話をお聞きしました。それ以外でこの経済常任委員会所管の中で、市長公約との関係でどんなことがまず実施されてきたのか、また、今後どのようなことを実施するのか説明してください。

## ○産業港湾部長

最後に経済対策全般ということでございましたので、代表質問で濱本議員からも今後の経済対策ということでお話しありまして、そのときは市長の答弁だったのですが、またそれと近い部分があるかと思しますので、私からその答弁に沿った形になりますけれども、お答えさせていただきたいと思します。

やはり今本市の強みは観光でありまして、観光を軸といたしまして本市の資源ですとか、個性を磨き上げて活用していくということが必要であるというふうに考えているところでございます。それから、従来からの食品加工業などの製造業だけではなくて、農水産業や市場、商店街など、地域産業に潤いをもたらして、それらの高まりが新たな小樽の魅力となって、それが人口対策にも結びつくというような政策展開を図っていくことが重要だというふうに考えているところでございます。それがまた雇用創出にももちろん結びついていければということで、企業誘致の部分などもあるということでございます。

そのためには観光振興では、調査結果がまとまりますいろいろな調査事業を、昨年来やってまいりました。それらをもとにいたしまして、観光振興戦略を立てて実行していきたいということ、それからあと日本遺産のお話も出ていますけれども、日本遺産も使いながら観光地経営について新たな主体となるDMOの設立も行っていきたい。

それから、農水産業では、先ほども申しましたけれども、旬の野菜や果実、それから地魚や加工品などの消費拡大、ブランド化を図る取り組みを進めていきたい。それから、地場産企業の支援につきましては、販路拡大、それから公約にもありますふるさと納税の拡充によりまして、地場産品の販路拡大を進めていきたい。それから、利用がふえております創業支援事業や、今回、予算案を出させていただきました、IT関連企業の市外からの進出を対象とした補助制度の創設によりまして、企業誘致の部分も拡大していきたいというふうに考えているところでございます。

また、港湾の振興につきましては、先ほどもお話が出ておりましたけれども、クルーズ客船の誘致は引き続き進めていく。それから、先ごろ新造船ができました内航フェリーを初めとする定期航路のポートセールスを積極的にまた行っていくこと、それから対岸のロシア貿易に向けて、これも取り組んでいるところでございますけれども、相手国への企業訪問などを通じて小樽港の物流促進を目指していきたいというところでございます。

大ざっぱなところでございますけれども、このようなところで経済対策を進めていきたいと考えているところでございます。

## ○小貫委員

聞いている限りは、前の市長とどこが違うのかなというのが正直な部分かなと思っています。そこをやはり違いを見せるには、こういったきちんとした零細の商店のところに手厚くやっていくということが必要ではないかなというふうに私は思います。次の質問に移ります。

## ◎分区条例について

観光船の話です。

この間、今、自民党と公明党からの質問もありましたけれども、聞いていて、本当にそういう答弁でいいのかなという答弁ばかりだったのです。平成12年に当時の建設省からの通知で、都市計画区域内における臨港地区に関する運用指針というものがあります。ここに、分区条例の制定に当たって基本的な考え方が定められています。この内容をまず示してください。

## ○（産業港湾）管理課長

平成12年12月に、当時の運輸省と建設省連名で、都市計画区域内における臨港地区に関する運用指針についてという通知で、その中に、分区条例の制定に当たっての基本的な考え方というのが示されているわけですが、その考え方については、今少し御説明いたしますが、「分区条例において定める構築物の用途に関する制限は、国民の財産権に係る重大な制限であり、その内容に関しては国民の誤解を招かないよう客観的かつ合理的な表現とす

ることが重要であること。この際、港湾の管理運営上支障の生じる新たな用途の構築物が立地することのないよう  
分区ごとに立地が許容される構築物を限定的に列挙する方式が望ましく、また、将来の運用に当たって疑義が生じ  
ることのないよう、許容される構築物は、詳細かつ明確に示される必要があること。このため、分区条例の制定に  
当たっては関係部局の間で十分に連絡調整を図るべきこと。なお、分区条例に特定の地区の許容構築物を列挙する  
方法は、一分区内に異なった分区を設けることになり好ましくないこと。」と記されております。

#### ○小貫委員

ここに書いてあるように、まず誰が読んでも、ここにはこの建物は建ててはだめだよというふうに、わかるよう  
な条例をつくりなさいよというのが、建設省から通知として出されているわけです。その中身として、結局、市の  
運用が議員の中から疑義が生じるようでは、それは問題だと私は思うのですけれども、そういう点で、今回まず港  
湾室の分区条例の曲がった解釈というのは問題ではないかと思うのですが、これについてはいかがですか。

#### ○（産業港湾）港湾室長

確かにただいまの委員御指摘のように、議員から疑義が生じるというようなものについては、というような御趣  
旨で御発言されたと思うのですけれども、私どもただいまの御指摘としては、委員おっしゃっていたような曲がっ  
た解釈ということで、これまでこの分区条例の運用に当たって行っているわけではございませんということで、御  
理解いただきたいと思えます

#### ○小貫委員

同じく、この通知にある漁港区を対象とした別表がある中の、漁港区を対象とした条例において許容される構築  
物について、今回、小樽市の条例の問題となっている部分と同様の趣旨が記載されている部分、これについて説明  
してください。

#### ○（産業港湾）管理課長

この通知において、漁港区を対象とした条例において許容される構築物、今回の小樽市の別表第3で言いますと、  
第12号に該当するというふうに考えられる部分があるのですけれども、それがこれで言いますと第11号になります  
けれども、「漁業関係者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他市長が指  
定する便益施設」と記されております。

#### ○小貫委員

一言一句正しいかどうかはわかりませんが、大体、予算特別委員会で鈴木委員が、石狩湾新港管理組合の  
例を引いて出したのと似ているとは思いますが。小樽港の条例よりはそちらのほうが似ていると思うのですが、こ  
の通知が出されたのが平成12年、小樽市が受け取っているのが13年の年明けですけれども、一方、小樽市の分区条  
例は8年につくっています。8年につくった後に、この今の通知が出て、今のところで要は合っていないとか  
沿っていないわけですけれども、この通知に沿う改正を行わなかった理由は何なのでしょう。

#### ○（産業港湾）港湾室長

この通知に示されている各分区のいわゆる別表部分の記載についてでございますけれども、この通知が出される  
前の平成8年に私どもの条例がありまして、この通知の趣旨はあくまでも参考にするという趣旨の通知でございま  
す。私どもといたしましては、当時この12年の通知が出た段階では、改正する必要がないという判断があったもの  
と考えております。

#### ○小貫委員

つまり、通知で先ほど冒頭に読んでいただいた誤解を招かないようにだとか、合理的な表現とするというところ  
で、問題ないと、要は通知が示す、その漁業関係者の利便の用に供するため日用品の販売を主たる目的とする店舗、  
これとほぼ同意義だと、小樽の分区条例は、そういう意味で全く手をつけなかったというふうに解しているのです  
か。

○（産業港湾）港湾室長

同意義というよりは、この通知で、この別表を参考にしてという記載があるのですが、そこに当該分区の性格や当該港湾の実情を考慮して、実情に応じた条例が定められるよう配慮することという記載がございます。これによりまして、小樽港に既に定められている分区の内容につきましては、この通知によって改正する部分がないという判断がされたということでございます。

○小貫委員

それで、この間、今、中村吉宏委員も質問していましたし、秋元委員も質問していたのですけれども、この利用者のための飲食店という部分の解釈が、何か答弁のたびに違うように思えて仕方がないと。結局このまず利用者の、その利用者のためという、その利用者というのは漁業関係者とほぼ大体同じと解していいですか。

○（産業港湾）港湾室長

条例によっております前各号の施設に従事する者及びその利用者のためのという定義につきましては、その第1号から第11号、漁港区で言えば第1号から第11号の施設に従事する者及びその施設の利用者ということでございます。

○小貫委員

聞き方変えますけれども、その第1号から第11号の中には、まず観光船の利用者というのは含まれないということでもいいですね。

○（産業港湾）港湾室長

御指摘のように、この第1号から第11号には観光船事業者という文言はございません。

（「きのう、含まれるって言ってたじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○小貫委員

ということは、そういう利用者のための、従事する者とその利用者のための飲食店だと言っているのだけれども、でも実際は違うよと。それ以外の人も含めて飲食店・物販店はやっているのだよという解釈で、今回、許可したということでもいいのですか、そういう意味なのですか。

○（産業港湾）港湾室長

私、今、御答弁申し上げましたのは、この分区条例につきましては、臨港地区であります陸域の土地利用についての規制にかかわる規定でございます。観光船事業というのはあくまでも事業でございまして、建物ですとか構築物ではございません。ここには、第1号から第11号にはあくまでも施設であったり、いわゆる今言いました建物ですとか構築物として、それこそ列挙されているものでありまして、観光船事業を行うか行わないかにつきましては、あくまでも、行えるかどうかにつきましては、いわゆる国へ届け出をしたり許可を得たりして行う事業でございまして、それに伴う建物がどうかこうかということにつきましては、この分区条例の中には記載はされていないという意味で言った問題でございます。

○小貫委員

今、問題となっているのは、結局この第12号の部分が、どこまで含むのだということが明らかではない。先ほど読んでいただいた中では、結局、構築物を限定的に列挙する方式が望ましいのだという話ですよ。ところが、第1号から第11号の中には、観光船事業というのは全くないと。それに伴うこともないと。それに従事する者及びその利用者のためということになると、ここまでも観光船事業の利用者、客は含まれていないと。なのだけれども、「ための」の外からどこかに含まれているというのが、港湾室の考えなのですよ。それがどこに含まれているのか、全くわからないというのが、多分、各委員の一致した考えだと思うのですけれども、それについていかがですか。

○（産業港湾）港湾室長

第12号は前各号の施設に従事する者及びその利用者となっておりますので、確かに第1号から第11号については、観光船事業という記載はございません。この第12号に書いております、その前各号から始まって何々のためのという記載につきましては、本市の分区条例の中で各号にそれぞれ面積要件は異なりますけれども、ほぼ似たような形で記載されております。この運用に当たりまして、この何々のためのという部分につきましては、それぞれ各号のためのということで記載しているわけでございますけれども、基本的には、この各号の施設に従事する者及びその利用者のための飲食店または物販店という考え方を全ての港区で踏襲しておりまして、これを満たせば、その飲食店または物販店については設置できるということで、さらにはこの各号、皆様が考えておりますように、それ以外の人たちを逆に排除するような飲食店とか物販店であれば、いわゆるその飲食業なり物販業として成り立たないわけで、これを実際の利用といたしましては、それぞれの各号はもとよりでございますけれども、逆に一般の客、観光客を拒むものではないという、こういう施設の性格だというふうに私どもは考えております。

○小貫委員

委員長、簡単に説明させてください。何言っているのかわからないです、それでは。

○委員長

もう少し補足できませんか、今の。私もよく理解できなかったですけれども。

○小貫委員

もう少し簡潔に言ってくれないと。

○（産業港湾）港湾室長

大変申しわけございません。

あくまでも、前各号の施設に従事する者及びその利用者ということでの、対象といたしました飲食店または物販店でございます。

○小貫委員

そうしたら、今回、秋元委員への答弁で、漁業関係者6割、観光客4割だと言ったのは、どこに入るのですか。

○（産業港湾）港湾室長

私どもが確認いたしました漁業関係者6割、それから観光客4割につきましては、漁業関係者というのは、この別表で言う各号の施設に従事する者及びその利用者ということで捉えております。

○小貫委員

観光のほうは。

○（産業港湾）港湾室長

観光のほうにつきましては、この第1号から第11号の各号には含まれておりません。

○小貫委員

まず、この第12号の大前提として、第3条第3号の、漁港区においては別表第3に掲げる構築物以外のものだというふうに、こう書いてあるわけですね。どうも、だから限定的なのですよ、非常に。おかしいと思いませんか。建ててはいけないものというのは。

○（産業港湾）港湾室長

建ててはいけないものということで本則で規定しておりまして、逆に建てていいものにつきましては、別表で定めております。

○小貫委員

でも、建てていいものに、今この間やりとりやっている、観光船事業の利用者なんていうのは一言も書いていないわけですね。そこがおかしいのではないですかという。それはどこから出てきたのですかということなのです。

これは、どこからいきなりそういう話が出てきたのですか。

○（産業港湾）港湾室長

どこから出てきたかということについては、条例もしくは港湾法で記載してございませんので、それを示すことはできませんが、これまでの分区条例の運用上、漁港区ではございませんが、他の港区におきまして、物販店ではございますけれども、このような記述が書いてある港区において物販店が建設された、されている、それについて分区条例では適合しているという前例もありまして、私どもは、この今般の観光船事業者が行う飲食店・物販店については第12号に該当するという判断に至ったわけでございます。

○小貫委員

前例があるかどうかという話ではなくて、現在、高島で起きている状況が、本当に条例上、適合しているのかという話を今しているのです。今、文言上書いてないということをはっきり室長が言いましたけれども、それは大変問題だと私は思うのですよね。

それで、この事業は本当に、問題なのです。分区条例を定めてあるのに、勝手に解釈をねじ曲げてやってしまったわけだから。でね、もう港湾室ね、これはもう腹くくったほうがいいのだから。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

もう明らかに誰かの指示だというのは、みんなわかっているのだから。

明確にこの議会の場で、指示とは言わなくても、市長から、こういう何か言葉があって、許可を出さざるを得なかったのですということを明言したほうがいいですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それが地方公務員たる皆さんの仕事ではないですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

どうですか。

○産業港湾部参事

今のことで言えば、別に市長からそういう指示があったわけでもございませんし、我々が判断をして、今回、許可をしたということでございます。

第1号から第11号のことでございますけれども、あくまで第1号から第11号の従事者と利用者が使うということで、今回そういう飲食店として、飲食・物販として適合しているという判断をしたわけでございます。

○小貫委員

◎第二次観光基本計画について

そしたら、観光基本計画のほうに行きます。

第二次観光基本計画の意見交換会で出たのですけれども、四季の魅力というのを新たに1項目設けたと。この項目を加えた理由について、改めて説明してください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

提言書にない四季の魅力の部分を加えた理由というお尋ねでございますけれども、東南アジア等の雪のない国々の観光客の方に対して、小樽が持つこの四季の魅力をより強調したいという思いがありました。それで策定委員会からの提言書を受けて、それから市役所、庁内会議等で議論した結果、この1項を加えたということでございます。

○小貫委員

その1項目加えることについて、事前に策定委員に情報提供しなかったのかどうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

そのことを策定委員の方に事前に情報提供しなかったかということでございますけれども、策定委員にはしておりませんでした。

○小貫委員

庁内の会議ということでしたけれども、誰の発言でこれに加えられたのか説明してください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

庁内会議のうちの誰の発言でということでございますけれども、これは市長、副市長との打ち合わせの中の意見で出まして、それを受けて加えることとしたものでございます。

○小貫委員

要は、市長の意見で変わったということだと思っておりますが、第一次観光基本計画のときは、パブリックコメントを実施してから策定委員会が案を示して決めているのですけれども、この手続をとらなかった理由について説明してください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

第一次のときは、初めて策定する基本計画でありまして、年数としては2年間かけまして15回策定委員会を開催して、パブリックコメントの案の部分まで策定委員会に策定していただいたものでございます。今回は第二次ということもありまして、また、第一次計画が平成27年度で終了して空白期間が生じておりました。28年度1年間を策定期間、1年間でまとめ上げるということを考えますと、現況、他都市の状況を見ましても、7回から8回程度の委員会の開催となっておりますので、本市も同程度の開催といたしまして、委員の皆様におきましては提言書の形の部分、まとめていただくこととして進めてまいりました。

ですから、今回はその後のパブリックコメント等の手続だとか提言書から計画策定までの部分については、市で進めさせていただいたという経過でございます。

○小貫委員

今、その第二次観光基本計画も市長の一声で変わったというし、本当は長期構想も聞きたかったけれども、長期構想に数値目標を入れることも市長の一声だし、高島の話にしても恐らく市長の一声だし、何でもこういう声が強過ぎると、問題だと。それに対して私たち議員も指摘していくけれども、公務員である皆さんも、しっかり市長に意見を言っていくと。飛ばされるかもしれませんが、お願いしたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

民進党に移します。

---

○面野委員

◎高島漁港区について

それでは、まずは高島漁港区についてお尋ねします。

皆さん、自民党、公明党、共産党、質問されたので、若干かぶる部分はあるかも知れませんが、質問します。

まず、事業者は観光船事業を展開するために当初港湾室に来庁して相談を仰いだのか、それとも、分区条例第3条に関して、飲食店や休憩所の設置について営業したい旨の相談があったのか、この辺を御説明ください。

○（産業港湾）管理課長

事業者が観光船事業を展開するために港湾室に来庁し相談を仰いだのか、それとも分区条例上飲食店や休憩所の設置について相談があったのかということですが、特に相談ということではないですが、事業者がこちらに来庁しまして、観光船事業をやりたいという事業の概要について説明しに来たものであります。また、その際に、

水産物の販売や飲食物を提供したいと説明があったため、全体の事業計画書の提出を求めたところでございます。

○面野委員

それでは、観光船事業をやりたいということで来たのですけれども、さらに飲食店や物販店もやりたいということで、そういった向こうからの事業のこういった提案があったときに、港湾室では、それをやるために、どの法律、どの条例をクリアしなければいけないというふうに、まず考えたのですか。

○（産業港湾）管理課長

まず、港湾施設を使用するのであれば、当然、小樽市港湾施設管理使用条例に基づく手続が必要になってきますので、それで使用するのであれば、必要な手続をとる必要がありますよということと、あとは分区条例で漁港区となっていますので、それに適合する建物にしてくださいということです。

○面野委員

これまず、観光船事業は高島ではできませんよというのは、第一声でなかったのですか、港湾室は。

○（産業港湾）港湾室長

観光船事業につきましては、北海道運輸局の権限、海上運送法に基づいた手続が必要で、私どもにその事業をやるやらないの許可の権限といいますか、そういったものはないので、そのことについては、小樽港の中で、特に高島漁港区の中でできるできないということは、私どもの権限にはありませんので、そのことは伝えておりません。

○面野委員

あくまで、では小樽市が管理というか管轄している部分に関しては、分区条例と港湾施設管理使用条例ということなのですね。

本日もそうですが、昨年第3回定例会から今回の今までに至って、議会、委員会でも、港湾室はなかなか理解しがたいような答弁をしたりですとか、あと現状、漁業者から議会へは陳情書も来ております。また、市長へは要望書などの訴えがあり、さらにはコンプライアンス委員会への公益通報など各方面で適切な判断ではないと、許可がやはり間違っていたのではないかというふうに追及されている状態だと思うのですが、昨年の5月に事業者がまず港湾室に足を運んだ時点からここまでに至るに当たって、庁内での異論が出て協議というものはされなかったのか、また一連の流れの中で、上級機関への問い合わせなどはしなかったのか、御説明ください。

○（産業港湾）管理課長

一連の認可に伴い庁内で異論が出て協議をしたのか、また上部機関に問い合わせしなかったのかということですが、港湾室に係ります一連の許可については、産業港湾部での許可判断によりますことから、他部局と協議は行っておりません。また、上部機関に対しましては、港湾計画上、水産ゾーンとなっていることから、港湾法上における違法性がないかの解釈について問い合わせましたけれども、特に違法性はないとのことでした。また、分区条例上の解釈については、地方自治の精神から、港湾管理者である市の判断によるものであるという回答でありました。

○面野委員

お任せしますということなのでしょうね。

それでは次に、予算特別委員会で、林下委員が他都市の分区条例の扱いについてお尋ねしていたのですが、物販店や飲食店も漁港区なりマリーナ港区で営業されているそういった事例はあったというのですが、ただ、その物販店や飲食店が、観光船事業を行っているというケースはあるのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

他港に少し確認しましたが、観光船事業者がそういうものを行っているという話はお聞きすることはできませんでした。

**○面野委員**

基本的にはやはりやられる方もいないのかもわからないですし、そういったことであると思うのですけれども、先ほども少しお話が出ていたのですが、本来、物販や飲食に限定されるというのが条例の趣旨であって、観光船事業については国のほうだから、そこの営業については私たち手は出せないのですよねというのは、それには無理があると思います、私は。

それで、今までの議論を聞いていると、物販店や飲食店が併設されていれば、面積の許す限り、どんな事業を行っても許可が出せるのだというような認識で私はいるのですけれども、そのような認識でよろしいでしょうか。

**○産業港湾部参事**

どんな事業を行ってもいいかということですが、分区条例上は、先ほど港湾室長からもお答えをいたしました。陸域の構築物に関する規制ですので、建物についてはそれぞれの港区の禁止構築物と書かれていますので、逆に言うと、許される構築物と書かれていますので、それについてはあれですが、事業直接について、それがいい悪いという判断には、分区条例では判断ができないということでございます。

**○面野委員**

それでは、もう意味がない条例ですよね。飲食店を併設すれば、分区条例では、もうそこは規制できないということなのですよね。

**○産業港湾部参事**

そういう意味合いでお話をしたわけではなくて、あくまでそれぞれの港区ごとに認められている構築物については、それぞれが適合するかどうかということ判断するということでもありますので、その何だか事業がいいとか何だか事業がダメだとかということではない。あくまで分区条例に適合する構築物であれば、いいということでございます。

**○面野委員**

要約すると、飲食店が併設されていればよいということによろしいのですよね。

**○産業港湾部参事**

小樽港の分区条例、それぞれの港区で、最後の項に書いてありますけれども、前何号から何号までに該当すると表現してございますので、その前何号から何号に該当する建物の従事者、利用者であれば、それは適合するということでございます。

**○面野委員**

これ以上やっても同じなので、次に行きますが、先ほど来から、この許可は無効ではないかという議論が行われていましたけれども、仮に、一般的に行政の事務上、条例から外れた場合の許可を出した場合の対処として、違反したものが見つかったとかという場合は、どのような事務とか処分が下されるのでしょうか。

**○（産業港湾）港湾室長**

いわゆる、私どもの今お話になっています、例えば港湾施設管理使用条例に基づいて許可した案件につきまして、違法性ですとか、許可した内容について何かの問題があった場合、いわゆる違法性があった場合につきましては、この管理使用条例の第 7 条になるのですが、許可の取り消し等という項目がございまして、これに則して、これにのっとって、「港湾施設の許可若しくは承認を取り消し、又は使用を停止することができる」という規定にのっとって、手続を踏んで、今言ったような許可の取り消しとかを行っていくということになります。

**○面野委員**

それは行政側の瑕疵があっても一緒ですか。今のは事業者側の瑕疵ですよね、きっと。

(発言する者あり)

○（産業港湾）港湾室長

私ども、行政手続におきまして瑕疵があった場合につきましても、ただいまの第 7 条にのっとって対処していくことになるかと考えております。

○面野委員

それでは、今、高島袖護岸の名称のとおり、事業者が係留しようとしている、また、係船環を取りつけようとしているところは、護岸ということによろしいのですよね。

○（産業港湾）管理課長

委員の言うとおり護岸でございます。

○面野委員

では、岸壁と護岸について、使用用途を定めた法令などはあるのかお示してください。

○（産業港湾）港湾室長

使用用途について規定している法律については、存じ上げておりません。

（発言する者あり）

○面野委員

そうしたら、私が以前、公明党の資料要求でいただいた分区条例用途規制一覧表という部分で、護岸は外郭施設、岸壁は係留施設となっているのですが、これはそういったものではないのですか。

○（産業港湾）港湾室長

ただいま、私、存じ上げませんと言いましたけれども、そちらのほうが浮かびませんで、用途規制をしておりませんのは、いわゆる分区条例になります。

○面野委員

係船環というのは、この中でいうと、どの係留施設、係船くいとも書いているのですけれども、係留施設になるのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

係船環は岸壁だとかに附帯される設備というふうを考えておりまして、係留施設ということでは考えておりません。

（「係留施設ではない」と呼ぶ者あり）

○（産業港湾）事業課長

補足させていただきますけれども、係船環というのは、いわゆる船を泊める岸壁に対してそれに附属する施設ということで位置づけられています。ですから、例えば船を泊める曲柱ですとか、これも附属設備の一つということになっております。

○面野委員

それでは、本来、外郭施設である護岸に係船環の許可を出すというのは、間違った許可の出し方ではないのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

前にも御答弁させていただいておりますが、護岸につきましても岸壁や物揚場とその躯体施設自体は構造上何ら変わるような構造ではございません。ただ、護岸につきましても、今御指摘のありました係船環ですとか係船柱がないものというものでございますので、この護岸に対して、その船舶をつけようとする船舶、この規格が護岸の前面の水深ですとか護岸の延長、それに対して船舶の喫水と全長ですか、これが……

（「担保されているか」と呼ぶ者あり）

満足、適合できれば、そこに係留できるという代物でございますので、それが合えば係留させることができるとい

うふうに考えております。

#### ○面野委員

ずっとやってきていますが、本当に納得できるような答弁がございませんので、最後に港湾室にとって、今回の件を解決するために、これからどのような動きをして、事業者に対しても漁業者に対してもそしてコンプライアンス委員会とかこれからありますけれども、全体的にどのような状態になればおさまるといような思いでいますか。

#### ○（産業港湾）港湾室長

どうすればおさまるかということにつきましては、私どもなかなかうまく御説明はできませんけれども、まず今回のやはり問題になっていますのは、事業者のいわゆる事業展開に対して、漁業者からの不安ですとか懸念があるということ、これを双方御理解いただいたような状況にするのがまずベストなのかなと思いますので、なかなか進展が今の段階ではしていませんけれども、その理解を得るための協議の場を設けるよう、漁業協同組合に対して設定をお願いしていくというのが一つでございます。

それから、コンプライアンス委員会への通報につきましては、これにつきまして委員会のほうで、それぞれ私どもの行った許認可関係について、違法なのか合法なのか判断が下されていくと思いますので、その判断に従った対処をしていくということで、その調査について私どもは真摯に協力していくといひますか、対応していきたいというふうに考えております。

#### ○面野委員

最後に一つ、この項で質問し忘れていたのですけれども、今泊めている護岸、これは係留施設になるということですね。代替で泊められる距離があればなるということなのですけれども、そうすると、別表第3、分区条例です、別表第3の第2項目め、「漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給水施設」となっていますが、これからいくと、事業者の持っている船は漁船ではないのですよね。ということになれば、あそこには泊められないということになるのではないのでしょうか、分区条例上でいけば。

#### ○産業港湾室参事

今お話をさせていただいているとおり、護岸に、今、係留環をつけて船が係留できるような設備にするということで、それをもって係留施設になるということではないというふうに思っております。

#### ○面野委員

もうどんなこと指摘しても、全て認めるということで私は理解しました。

#### ◎観光基礎調査について

それでは次、観光基礎調査について、現在行われている調査について御説明ください。

#### ○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

平成15年から行われた観光基礎調査のような調査で、現在行っているものということによろしいですか。

（「はい、そのとおりです。言葉足らずで済みません」と呼ぶ者あり）

現在、二つの調査がありまして、委員御承知のとおり5年に1度実施しております観光客へのヒアリングを中心としたアンケート調査であります小樽市観光客動態調査が一つ、これは20年度、25年度に実施しまして、次は30年度に予定しています。もう一つはまちなか観光にぎわいづくり調査、これは三つの基本調査を組み合わせ活用しております、国内外の観光客の動線を調べております動線調査、それから動線を構成する人気店舗といひますか、その店舗などの現況を調べる施設店舗調査、それから、通訳調査員といひますか、外国語のできる調査員を配して、外国人観光客に直接ヒアリング等を行っている外国人観光客動態調査、この3調査で、この調査結果については28年度末までに示されるということでございます。

#### ○面野委員

その調査結果は、いろいろ広く事業者の方や市民の方へ周知していただくことが必要と考えるのですが、現在行

っている調査というのは、どなたが主体でどのぐらいの費用がかかっているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

現在行っているこの 2 調査の実施主体と費用ということでございますけれども、観光客動態調査につきましては、平成 25 年度の実績の例で申し上げますと、実施の主体は私ども市の観光振興室で、調査員としてアンケートをとるという実際の作業については、市内のボランティア団体であります小樽おもてなしボランティアの会に協力していただいております。これにかかる費用につきましては、道の緊急雇用創出推進事業を活用して実施しておりましたもので、額で言いますと、25 年度の決算額ベースで約 280 万円を要しております。

また、もう一つのまちなか観光にぎわいづくり調査についてですが、これも実施主体は市の観光振興室になりますが、実際の調査事業者としましては、株式会社 J T B 北海道をプロポーザルで選出してやってもらっております。費用につきましては、これは途中なので予算額ベースで言いますと、27 年度、28 年度 2 カ年にわたっておりますけれども、総額約 700 万円ということになっております。

○面野委員

私も一般質問で観光基礎調査についてお伺いしたときに、少し提言させていただいたのですが、雇用者数ですとか観光振興が、経済にどれほど波及、寄与しているのかというのがわからないと、なかなか観光基本計画の冒頭でもリーディング産業ですとか、そういったような立ち位置に持っていくというのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

そこで、私もインターネットで調べてみたのですが、神奈川県鎌倉市というところ、皆さん御存じかと思うのですが、こちらで外注に丸投げという言い方は少しあれかもしれないのですが、そういうことではなくて、庁内で観光振興に携わらない若い方々が横断的に観光に注目、熱い熱意を持っている方が集まって、まちに出て市場調査を行って、それを有識者の方にデータを吸い込ませて、そこから分析していくというようなやり方をやられていたのですが、小樽も観光基本計画の策定に関してワークショップを行ったときに、かなりのやはり注目している方が集まってきましたので、小樽市の職員だけではなく、そういったやはり市民も巻き込んで、これからデータの解析なんかというのも進めていってもらえればどうかというふうに思っているのです、その点を考えてみたらえればいかがかなと思います。

次に、観光基本計画について少し細かいところまで聞いていくのですが、今回、計画の周知方法として、やはり第二次観光基本計画書は、これを配って周知していくという方法があると思うのですが、これは何部発行する予定なのか、お示してください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

第二次観光基本計画の発行部数ということでございますけれども、本編といいますか、基本計画自体は 200 部を予定しております。そのほかにわかりやすく要約した概要版というものをつくることを考えていまして、これは 400 部つくろうと考えております。

○面野委員

先ほども述べたのですが、策定に関してワークショップを開いたときの参加者への配付もお願いしたいと思いません。

次に、主要施策について、まず小樽の観光資源に対するニーズ調査、マーケティング分析は、2020 年以降実施とされていますが、現在行っている先ほど御説明いただいた観光客動態調査など、その辺と同類の調査と考えるものなのか、別物ということなのか、イメージがあればお示してください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

小樽の観光資源に対するニーズ調査、マーケティング分析ということで基本計画の案に載せてございますけれども、これは将来的に稼ぐ力を擁した新しい観光推進組織であります地域 DMO が構築されることを前提にして、こ

こでの必要人材、ニーズ分析とかマーケティング戦略を賄える専門的な知識を持つ組織メンバーがいてという前提で、この人に委ねていくかなというイメージでございますので、このニーズ調査、マーケティング分析については、先ほど説明した動態調査とは別物ということで考えております。

**○面野委員**

次に、交通アクセスや駐車場の充実と関連情報の提供とありますが、交通アクセスと駐車場について、現在、課題とする点、また理想とする解決策はどのように見込んでいるのかお聞かせください。

**○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹**

交通アクセスと駐車場についての課題の点でございますけれども、主に観光のシーズンのピーク時に観光駐車場が不足するというところがありますので、課題としてはこれだと捉えております。解決策は、理想としているかどうかはあれですけれども、前に述べましたニーズ調査、この辺の結果も踏まえまして、ニーズにあった駐車場の情報、今民間のコインパーキングとかもたくさんありますので、こういったものの情報の整理をして効率的に利用していただけるように情報提供してまいることかなと考えております。

**○面野委員**

次に、日本遺産認定に向けた取り組みについてということで、これはお尻が迫っているのでは何とかやってもらえないといけないのですが、我が会派は従来から日本遺産の認定についてストーリーや認定前後の市民周知の重要性について議論させていただいていたのですが、ようやく観光のほうにもこういったような日本遺産という言葉が見えてきて、私は実際大きな前進かなというふうに考えているのですが、今まで市教委で担当されていたと思うのですが、今後、市教委との連携はどのように図っていかねばいけないと考えているか、お示しください。

**○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹**

これ来年度の予定としてでございますけれども、産業港湾部内に日本遺産に係ります新しい部署が設置されるという予定でありまして、この日本遺産認定に向けましては、地域型の組立てにしてもシリアル型への参加にしても、どっちにしてもそれに当たって教育委員会との連携体制は非常に必要なものであると考えておりますので、緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

**○面野委員**

最後に、昨年、国の地方創生加速化交付金の充当によって、小樽版DMOの構築が今進められていると思うのですが、この計画案の中にも示されているのですが、今後この小樽版DMOの構築に当たって、ある程度費用が必要となるものなのか、どういった事業が展開されるものなのかというのが、今回スタートは国の交付金がおりてきたけれども、今後それが当たるか当たらないか充当されるかというのは、まだわからないと思うので、ここで失速してしまうと、なかなかスピード感に乗っていけないのかなというふうにも感じているので、国の援助がなくてももしっかりやっていくという姿勢を見せていただきたいなと思います。

**○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹**

小樽版DMOの構築に当たって、今後の事業展開と費用の確保ということでございますけれども、平成28年度、委員おっしゃった交付金を活用した小樽版DMOの関係整備事業によりまして、小樽に見合ったDMOのあり方についての報告書が出てきますので、これを基盤にして観光協会とか観光関連団体などに広く意見を求めながら、本当に見合った姿、あり方を分析していくということが事業展開で、費用につきましてもこれも当然今回で終わりではなくて、かかっていくと思います。今後示させる国等のメニューも見ながら、積極的に費用確保には当たってまいりたいと考えております。

**○面野委員**

よろしく申し上げます。

**◎水産関連施策について**

次に、水産関連施策についてお伺いいたします。

まずは、水産物卸売市場使用料と市場取扱売上高の 3 年間の推移をお示しください。

○（産業港湾）水産課長

平成25年度から27年度までの使用料と取扱高、取扱数量と金額の推移ですけれども、25年度の取扱数量は1万7,913トン、26年度が1万814トン、27年度が6,067トン、取扱金額が、25年度が14億9,008万5055円、26年度が17億979万6,630円、27年度が13億5,802万5,863円で、使用料ですが、25年度が市場の施設使用料は除いた使用料ですが、448万8,243円、26年度が512万9,377円、27年度が407万4,066円となっております。

○面野委員

平成27年度がすごい落ち込みようなのは、何か理由は分析されているのですか。

○（産業港湾）水産課長

平成27年度が少ないのは、ちょうど冬期間、昨年ちょうど1月なのですが、漁に出た回数がかかなり少なかったことによって、沖合底引き漁業の水揚げがかかなり減少したというのが大きな要因と、あとは全体的にホッケとかスケトウダラがなかなかとれなかったということが要因だとは思っております。

○面野委員

かなり天候に左右されるということ。

次に、その卸売市場の利用者、利用団体の数をお示しください。

○（産業港湾）水産課長

卸売市場の利用者、うちの市場の申請をされている、登録をしている買い受け人の数ですが、一応平成27年度末で99社、これは個人商店と法人を含みます。

○面野委員

これはやはり最近減っているのですか。減少傾向にあるのですか。

○（産業港湾）水産課長

登録者数は、うちの中で上がっている件数なので、増減はそんなにありません。多少、年に一、二件は減っていますけれども、そんなに増減はありません。

○面野委員

それでは、取り扱っている出荷物について、どのようなものがあるのかお聞かせください。

○（産業港湾）水産課長

取扱数量の上位で申しますと、平成27年度でホッケ、スケトウダラ、カレイ類、イカ、タラ、サケ、この6種目で大体95%を占めております。

○面野委員

小樽名物のシャコは取り扱いはないのですか。

○（産業港湾）水産課長

シャコについては、今お話ししたのは公設の水産卸売市場の関係でして、シャコについては小樽市漁業協同組合で開設している水産市場で取り扱いをしております。

○面野委員

それでは、今少し出てきました組合とのすみ分けについて、私も勉強不足で余りわからない取扱量ですとか出入り業者だとかその辺がわからないのですが、まず概括的に御説明いただいてもよろしいですか。

○（産業港湾）水産課長

市が開設しております公設水産地方卸売市場、私たちの管理しているところなのですが、こちらのほうは小樽機船漁業協同組合と小樽市漁協に所属している沖合底引き漁業で水揚げされる漁獲物と小樽市漁協の組合員の

方でサケの定置網漁業をやっている方のサケ、それと本州からイカを追って上がってくる外来船で水揚げされるイカ、これがメインになっております。

小樽市漁協の地方卸売市場については、小樽市漁協の組合員が出荷するウニであったりアワビであったり、先ほど言いましたシャコであったりニシンであったりとか、そういうものの競りが行われております。

両市場とも買い受け人については混在しているといいますか、ほぼ重複している形になっておりまして、この関係もありますので、競りの時間をずらして競りを毎回行っているという形になっております。

#### ○面野委員

ちなみに漁協の取扱量ですと、売り上げというのは把握しているのでしょうか。

#### ○（産業港湾）水産課長

漁業協同組合の市場の取扱量と金額なのですが、一応聞いている額では、平成25年度が5,919トンで25億8,222万5,000円、26年度が5,321トン、25億2,915万8,000円、27年度が5,823トンの27億8,002万6,000円となっております。こちらは市場なものですから、鮮魚のほかに加工品等のそういう取り扱いも行っているということです。

#### ○面野委員

なるほど、やはり単価が違ふと全然扱いの量が少なくとも売上高はふえるということなのですね。

では次に、現在行っている水産資源増殖への支援や効果についてお聞かせください。

#### ○（産業港湾）水産課長

現在行っている増養殖事業の支援ということで、平成28年度からナマコの種苗生産事業というのを小樽市漁業協同組合で行っております。あとはウニであったり、アワビ等の種苗の購入経費への支援であったり、例えばニシンとかサケであるとか、そういう種苗放流するための増殖機関への負担金の支払いということで、支援ということを行っております。

あとは28年度に実施したナマコの種苗生産なのですが、年度当初は約10万粒の出来高を見込んでいたのですが、育成途中で変死する等の影響で約5万5,000粒ということで、5万5,000粒を生産しまして、それを12月と1月に放流したということで、漁組から報告を受けています。

#### ○面野委員

これは見込みの約半分だったのですが、何か改善策みたいなものとかというのは、現場では考えられているのですか。

#### ○（産業港湾）水産課長

ナマコの種苗生産につきましても、平成28年度に初めて実施した事業ですので、漁組も変な話、素人といいますか、初めてやったものですから、最初から100%成功するという形ではなかったのですが、分析はしているのですが、いろいろ、微生物が出て、種苗を食われてしまうとかそういうことの予防ということで、いろいろ考えてやっているというのは聞いております。

#### ○面野委員

それでは次に、水産物の振興について、先ほど少し述べましたが、シャコを扱ったイベントですとか、地産地消のイベント、あとは先日は農産物のブランド化などのお話もありましたけれども、こういったような付加価値の探求などについての、水産物の振興などについての支援や事業が今ございましたらお聞かせいただきたいのと、あと関係団体からもし何かこういうことをやってほしいなという要望などが耳に入っていればお聞かせください。

#### ○（産業港湾）水産課長

水産物のブランド化ということでまずお話ししますと、水産課が今事務局になっております小樽のおさかな普及推進委員会という委員会がありまして、そちらで地魚や水産加工品のPR事業を、これを例えばウェブサイトを使ったりイベントに参加することによってPRしたり、あと親子料理教室を開きまして、消費拡大を図る取り組みと

いうのを行っております。

また、同じく事務局がやっているのですけれども、小樽水産加工品ブランド推進委員会で水産加工品のブランド化や新商品開発の促進のためのグランプリの開催というのをやっております。

イベントにつきましてもシャコ祭りとかニシン祭りでお手伝いといいますか、そういう形で水産課では携わっていている状態であります。

各団体からの要望なのですが、特にこれをしてくれという形で大きな要望は来てはいないのですけれども、そうですね、ブランド化の取り組みというよりも、例えば人的に足りないであったりとか、漁協であれば、いろいろな事業の手伝いとかという、そういうことへの支援という要望もあったりはしています。

#### ○面野委員

卸売市場の老朽化を直してくれという要望はないのですか。

#### ○（産業港湾）水産課長

それは、老朽化しているので直してくれという話は聞いているのですけれども、現在は年間約四、五百万円の修繕料で賄っているという状態です。

#### ○面野委員

この項最後に、水産課長の小樽市の水産業界の展望と課題について、少し思いを聞いてみたいのですけれども、よろしくをお願いします。

#### ○（産業港湾）水産課長

一応、今、小樽市の水産業界といいますか、漁業の課題としましては、漁業生産量をふやすということと魚価単価の向上、漁業コストの削減というのが挙げられると思うのですけれども、これに対する取り組みとして、水産資源の適正管理、例えばTACの巡視であったり、つくり育てる漁業ということで資源の放流であったりとか、あと密漁の防止、そういうのが大事になってくるかとは思っています。

また、生産効率の向上ということで漁場の改良、藻場を多くして稚魚、ニシンとかの種苗の産卵場所をふやしたりとか、そういうのも必要になってくるかとは思っております。

また、魚価単価を向上させる取り組みとしましては、消費の拡大、そういう取り組みも必要かとは思っております。また他の産地との差別化であったり、例えばシャコであれば小樽のシャコは結構大きいと言われていまして、そういうことでどんどん訴えかけていくとかということも必要かなとは思っておりますので、そういう取り組みに対して力を入れていきたいとは思っております。

#### ○産業港湾部次長

今、課長から少しお話ありましたけれども、水産業界となりますと、漁業者だけではなくて水産加工業者もやはり入っています。今、魚価単価のアップというのですが、魚価単価がアップしたら水産加工業者はやっていけないのですよね。結構やはり業界の中で相反することがあって、今、昨年からおさかな普及委員会というのを立ち上げて、この中のメンバーで漁協、漁業者、生産者、そして加工業者も一緒に入って組織をつくって、要は加工品のブランド化を図ることによって、加工業者が高い魚でも買っていきような仕組みをしていかないと、これからはやはりやっていけない。先ほどお話もありましたけれども、やはりとにかく魚がもうとれていない、これ以上、はっきり言いまして、ふえることがまずないのです。要は、魚が少ない中で小樽の水産業界をどうしていくのかと。そして、市として生産者、そして加工業者、全体がどういう形で潤う施策といいますか、仕組みをつくっていかなければいけない、そこが今一番の課題。ですから、おのおの生産者、加工業者がばらばらでやるのではなくて、やはり一体となってそういった取り組みをしていかなければいけないというのが、これからの課題になるのではないかと考えております。

## ○面野委員

そうですね、以前はニシンで御殿が建つほど、やはり小樽の水産というのは豊かな時期があったというふうに私も聞いたりはしていますが、今、水産課長、次長からもありましたけれども、環境の変化であったり、あとはどの業界でも高齢化、あとは担い手不足など、いろいろな懸念があるとは思いますが、これからも小樽の水産業界のより一層の改善、いいことに向けて行政の立場として取り組んでいただきたいと思います。

## ○面野委員

### ◎商業者動向調査について

それでは、商業者動向調査について、先ほどの小貫委員と少しかぶる部分もあるので、その部分は抜いて、まずは調査結果の冒頭にある、調査項目の一部見直しのため、データ比較が困難というふうにあるのですが、今回はどのような見直しが行われたのか、御説明ください。

### ○（産業港湾）山本主幹

今回の見直しにつきましては、先ほども報告書の中にございましたが、追加した項目が多くありまして、新設した項目としましては、店を縮小または閉めたいと回答した理由などについて新設しました。さらには、資料の12ページにもありましたけれども、今後の個店経営対策上の課題についても、やはりこの状況ですので、確認する必要があるということで新設したというような部分があります。あと、小さな項目の追加ということでは、やはり外国人観光客などもふえていますので、そういった外国人観光客の受け入れ体制について強化ですとか、そういった部分の要望などもあるかないかというようなことも、細かな設問としては加えていったというようなところで、おおむね追加していったというような状況でございます。

## ○面野委員

それでは、調査対象団体についてですが、3種類の大枠に分けられていまして、市商連加盟団体、市商連非加盟団体とあるのですが、この加盟団体と非加盟団体の支援だとか情報共有、何か加盟するメリットみたいなのがあればお示しください。

### ○（産業港湾）山本主幹

まず、小樽市商店街振興組合連合会、これが市商連加盟団体ということで14団体入っています。ここにつきましては、北海道の商店街振興組合連合会ですとか、全国の団体とも上部団体とも連携しておりますので、市内の商店街の連合体として小樽市もその傘下の中で商店街に関するいろいろな情報収集ですとか、助成金に関するいろいろなアドバイスですとか、そういったメニューを取り入れる中で活動ができるというメリットがまずあるかと思えます。

あとそれ以外にも市商連に加盟していない団体という部分ですけれども、こちらにつきましても、市からはいろいろな助成金、少額で使えるイベント助成などはこちらでも利用できるというふうにはなっておりますので、なかなか組織体として市商連に加盟するというのは、会費などもかかって対局的なこともありますので、なかなか簡単にはいかない部分もあると思えますので、そういった中の今状況でございます。

あと市場は、市場の組合として連合会という組織がありますので、そちらを中心とした活動をしているというような状況でございます。

## ○面野委員

13ページには、経営上の対策を実施する上で課題となることについてということで、資金に余裕がないだとか切実な悩みがひしひしと聞こえてきまして、なかなかこの調査結果を見る限り、かなり上向きなほうは余りないのかなという少し悲しい結果にはなっているのですが、ただ行政として、どこまで民間企業に介入できるかというところは、非常に難しい部分もあるとは思いますが、実際にこういったような悩みがあるということも、これ現実だと思えますので、これからは行政の立場で、またこの調査結果を生かして何かお手伝い、支援ができるようなこと

があれば、やはり先ほど小貫委員も言われていましたけれども、誘致ばかりではなく、やはり昔から小樽で商売されてきた商売人の方についても、何かフォローしてあげられるような政策、施策支援をしていただきたいと思います。

◎報告第 5 号について

それでは最後に、報告第 5 号について、先ほど一部改正する条例案についての報告を受けたので、その部分は理解したのですが、それらを受けて小樽市農業委員会での議論経過についてお示しください。

○農業委員会事務局長

農業委員会事務局長としてお答えしたいと思います。

議論経過ですけれども、まず背景を申し上げたいと思います。

平成 25 年 1 月 29 日に規制改革会議が内閣総理大臣の諮問機関として設けられております。そこで、25 年 7 月 23 日なのですが、この伏線としまして、マレーシアにて日本が TPP 正式参加となっております。そうしたことで 26 年 2 月に、系統組織の全国農業会議所というところが、どうも農林水産省は公選制について法律から除外するのではないかというような情報が来ていまして、その全国農業会議所から系統組織ということでございまして、組織内で各市町村の農業委員会で検討しなさい、そして意見を集約しなさいというような形で伝達がございました。

最初は、公選制の維持を要請していましたが、特に北海道では現在もうまくいっているのだから法律をいじるなというような立場で主張しておりました。しかしながら、26 年 8 月に、北海道農業会議で臨時総会も開いて決議したのですが、そして全国農業会議所を通じて国に要請しました。ただし、先ほど言ったように経過の中では公選制が廃止ということで、法律が固まってきておりますので、先ほど公選制にかわる地域代表制を担保しようという、先ほど小貫委員の質問の中に回答したとおりでございますが、そういった検討を進めるということで、各市町村の農業委員会、1,700 ほどあるのですけれども、そういうところで検討を進めております。

最終的には当市におきましては、農業委員会の中での議論になります。農地を巡る情勢が大きく変化しつつある、農地利用の最適化の推進が振興業務から法令業務に位置づけられてきている、これからは人員を減らすことはあっても農業委員という人員をふやすことにはならないのではないかと、当市の地形、銭函から蘭島ですね、それから傾斜地ということで山坂が多いということで、この特性が国の政策にでも結構農業委員会業務がふえてくるのではないかなということであったのですが、まずはそれに対しては役割を分担し、対応していこうということで話が進んでおりました。

現行と同一人数の 14 名でいきましょうという意見をまとめて、先ほど言ったとおりに、市側に言ったところ、14 名で議案の上程ということになって専決で公布したということになります。

議論経過というのは、以上のとおりでございます。

○面野委員

退職を控えた最後の力強い答弁、どうもありがとうございます。御丁寧にありがとうございます。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 55 分

再開 午後 6 時 18 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

#### ○小貫委員

日本共産党を代表して陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方について採択、報告第5号小樽市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について不承認を主張し、討論します。

小樽市では、商業者動向調査をまとめました。この結果からは景気の低迷により大型店との競争、高齢化による事業継続への不安、後継者不足が明らかになることが明らかになりました。閉めたいと回答している理由の中で、店舗の老朽化を掲げた商店が全体の23%に上ります。ここに自治体として支援の手を差し伸べるべきです。

報告第5号は、農業委員の定数を定める条例ですが、法改正により公選制が廃止されることが何より問題です。同時に市議会議員として選出されていた枠もなくなることになります。農業委員会で決められることが、市議会で全てかかるわけではないことから、議員を加える制度設計を求めることです。

以上、議員各位の賛同をお願いして討論といたします。

#### ○中村（吉宏）委員

自民党を代表し、報告第5号を承認の立場で、陳情第16号高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方については、採択の立場で討論いたします。

詳しくは本会議で申し述べます。報告第5号については承認をしますが、一言申し上げておきたいことは、従来の農業委員の選任方法と大きく異なる方法であるところを、選考委員会等の進め方には公平公正を徹底して進めていただきたい旨を強く主張するものであります。

陳情第16号については、市政が観光船事業者の利益ばかりを追求するような対応、つまり法令の不適切な解釈、拙速な判断に基づく許認可を行うなど、利害関係を全く無視した極めて不公平、不公正な行政執行を行ってきました。具体的に挙げれば切りがないほどのねじ曲げ、こじつけをもって高島地区での観光船漁業者への許認可が行われてまいりました。これに対して、市が漁業者の利益を考慮した対応というのが一切行われておらず、漁業者の皆さんが不安を覚え、不満を持たれるのは至極当然であります。

ゆえに、願意は酌んで余りあるほど妥当であり、我が会派はこの陳情の趣旨に適合した市の対応を強く求めるものであります。

以上、各党派、議員皆様の御賛同をお願いし、討論といたします。

#### ○面野委員

報告第5号専決処分報告に対し、民進党を代表して承認の討論を行います。

先ほどの審議を踏まえて、小樽市農業委員会では第7回農業委員会総会において最終審議し、定数を現行と同数の14人とすることに意見を取りまとめたというふうにお聞きしました。また、議会の議決を求めることとして、平成28年第4回定例会で定数条例が提案されましたが、自然閉会のため専決処分されたものでありますので、小樽市農業委員会の意向を尊重する立場から、報告第5号の承認討論といたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、報告第5号及び陳情第11号について一括採決いたします。

報告は承認と、陳情は継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定した以外の各案件について、一括採決いたします。

議案第41号は可決と、陳情第16号は採択と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

この際、委員長から一言申し上げます。

高島漁港の問題については、3月末をもって期限が切れる案件が数件あると認識しています。特段の支障のない限り、申請の書類が提出され次第、委員長にもお知らせをいただくように、委員長として要請いたします。

それでは、散会に先立ちまして、3月末をもって退職される説明員の方がおられるので御紹介を申し上げ、一言御挨拶をいただきたいと思います。

(説明員挨拶)

**○委員長**

退職なさる澤田課長におかれましては、長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、委員を代表いたしまして感謝を申し上げます。これからも健康に十分留意され、ますます御活躍されますことを心から御祈念申し上げる次第です。大変御苦勞さまでございました。

本日は、これをもって散会いたします。